

第二十二回 参議院文教委員會會議録第二十七号

(五〇四)

昭和三十年七月三十日(土曜日)午前十一時二十分開会

委員の異動

七月二十九日委員石坂豊一君辞任につき、その補欠として松原一彦君を議長において指名した。
本日委員木村守江君及び松原一彦君辞任につき、その補欠として白井勇君及び井村徳三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 雨森 常夫君
吉田 萬次君
荒木正三郎君

委員

大谷 豊潤君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
白井 勇君
堀 末治君
加賀山之雄君
高橋 道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
井村 徳二君

國務大臣

文部大臣 松村 謙三君
國務大臣 大原 唯男君

政府委員

警察庁警備部長 山口 喜雄君
文部政務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 田中 彰君
房総課長 緒方 信一君
文部省初等中等教育局長 稲田 清助君
文部省大学事務局長 寺中 作雄君
文部省社会教育部長 小林 行雄君
文部省管理局長 楠本 正康君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長 橋本 正康君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 文部省管理局長 岩倉 武嗣君
学校給食課長

説明員

文部省管理局長 岩倉 武嗣君
学校給食課長

本日の会議に付した案件
○本委員会の運営に関する件
○経緯調査要求の件
○委員派遣承認要求の件
○日本学校給食法案(内閣提出、衆議院送付)
○教育、文化及び学術に関する調査の件

津市橋北中学校生徒遭難事件に関する件
○公立中学校の屋内運動場整備促進に関する決議案に関する件

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開会いたします。
まず先刻開かれましての理事会の経過報告を行います。

それによりますと、継続調査要求に関する件を議題といたしまして、次に日本学校給食会法案に移り、第三番目に緊急質問として、津市橋北中学校生徒遭難事件に関する件、これは報告を受けますほか、また緊急質問がある予定になっております。次に屋体内に関する決議案、公立中学校の屋内運動場整備促進に関する決議案、これが議員から提出せられて、これが御審議願うことになりまして、その次に教育文化及び学術に関する件、内容といたしましては、鹿児島松元事件に関する報告、事件当時における学校当局の態度、鹿児島県教育委員会のみ消し運動の実態、教科書制度に関する件、高等学校教科課程に関する件、中小炭鉱地帯における学校給食に関する件等でありまして、この順序に従ってきようの議事を進めようというに委員長理事事打合せにおいて審議決定になった次第でありますから御報告を申し上げます。以上の通りで、今日の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(笹森順造君) さよう決定いたします。

なお議長に提出する要求書の作成については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(笹森順造君) 御異議なければ、さよう決定いたします。

○委員長(笹森順造君) 継続調査要求

に関する件をお諮りいたします。

当委員会といたしましては今期国会教育文化及び学術に関する調査について承認を受け、各種の問題について調査を継続して参りましたが、いまだ結了に至っておりません。従って閉会中も本件に關し継続して調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(笹森順造君) 御異議なければさよう決定いたします。

○委員長(笹森順造君) 次に閉会中の委員派遣について先刻の理事会でも一応御相談願つておいた次第であります。が、次のような案件で行なつてはどうかということになりました。
休会中の実施調査。
一、調査案件。
1 僻地教育。
2 大学教育。
3 定時制高校教育課程の問題等。
4 その他教育文化に関する全般的事項。

二、視察地。
第一班、三重県、奈良県、和歌山県、兵庫県。
第二班、岐阜県、富山県、石川県。
第三班、宮城県、岩手県、青森県。

この件は委員長に御一任願いたいと思ひます。

四、期間。

各班七日、計約四十二日。
五、時期。
九月中の予定。

大体そのように取り運ぶこととし、入選、手続等その他の事項については委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○荒木正三郎君 私は今読み上げられました県の名前ですね。これは視察する人の考えも若干考慮に入れて多少変更することを私は承しておいていただいた方がいいのじゃないかと思うのですがね。

○委員長(笹森順造君) それは差しつかえないと思ひますので、ただ現地の県に一応打ち合せをする必要があると思ひますから、そのことについては当事者の方々とあるいは班長と御相談の上、委員長と御協議を願つて、その土地の方々に連絡がとれるような御配慮の上でやる必要があると思ひますので、さよう御了承を願つて差しつかえないと思ひます。

○荒木正三郎君 私が申し上げておるのは、大体東北とか北陸とか北海道とか一つのブロックにおいて大体指定しておいて、これじゃ関東が一つも入っていないですよ。そういうことでなしに、やはり大体のブロックを三つくらいに、東北とか関東とか関西とか分けておいて、その中でなお具体的に県名をきめていったらいいと思うのですが、これはやはり私は若干不公平だと思ひます。

思うのですよ、関東のような広いところが全然入っていないというのは。そういうつもりで言っているんです。

○委員(佐藤順造君) 皆さんにお諮りいたします。今の視察地の問題につきましては、一応こういう視察地を予定として理事會にお諮りして、別に御異議がなかったものであります。が、ただいま荒木君からまた意見が出ておりますので、これを一応お諮りしておきます。

○吉田萬次君 大体こういうふうに指示せられたについては、何かそこに特殊事情があつて、そうしてそこへ出されたように思うのですが、それによつてということに私も考えておりますが、もしそういうブロックにするのだつたら、九州とか中国とか四国とかいう方面も考慮しなければならぬと思ひますが、何かその場所を選定せられるについての腹案というものは何かあります。

○委員(佐藤順造君) 大体従来の視察をして参りました土地も勘案し、さらに調査案件として取り上げました問題等の関連をも考慮に入れて、大体こういう案を事務局で作つたわけでございまして、これは事務局の案に対して委員長から提案をして、理事會において大体御了承願つたことであります。が、委員會全体會議において御希望があると、無論その間にいろいろと訂正加除をすることは一向差しつかえないと思ひますから、皆さん方の御決議によつて取り運びをしたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私は別に固執するつもりはないので、若干これはゆとりをおいてもらうと、だれだれが行かれるかきまつたときに、若干の変更ができる

ようにしておいた方が各委員の便利になると、そういう意味で申し上げたのです。

○委員(佐藤順造君) それではお諮りいたします。大体この視察地は一班、二班、三班、こういう工合にして、その便宜上、今荒木君の御希望の、お述べになつたようなことが考慮せられて差しつかえないと、こういう御理解でよろしうございませうか。

○堀末治君 私は少し希望があります。いつもこの視察のときには割り当てられた旅費の關係で遠い所は困る、こういうのです。私は何もそうでなくて、かりに遠くても調査する必要がある所ならば、それは予算の方は今お聞きすれば余るほど予算があるというならば、何もむだに使う必要はなく、私は遠い所でも行かなければならないという所があつたならば、これは出しておいてもらうのは必要だと思ひます。から、そういう点を希望として私はつけ加えておきます。

○委員(佐藤順造君) ただいま荒木君からお述べになりましたことをこの計画の中に織り込むことと思ひます。が、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませうか。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないと思ひます。さよう決定いたします。

○委員(佐藤順造君) 次に、日本学校給食法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。本案は御承知の通り五月二十八日本委員会に予備付託となりまして、昨日衆議院において可決の上本付託とな

りました。本委員会においては五月三十一日に提案理由を聴取し、六月二十一、二十三日の両日にわたり政府に対してに相当な質疑を行なつております。本日はなるべく重複を避けて御質問を願ひたいと存じます。

○白井勇君 私はこの学校給食というものがあるに於いて、重要な重要な面から見ても非常に重要な問題であるというところにつきまして、非常に關心を持ち多大の期待を持っております。が、いつもこの立場に立つていろいろ現在の学校給食というものを御覧した場合に、いろいろ文部当局にお尋ねをしてみたい点、あるいはまた希望等も出てくるわけであります。きょうは大にいろいろお尋ねをしてみます前に、現在の学校給食というものの、実態というものを確認する意味合いにおきまして、文部省の事務當局にお尋ねをしてみたいと思ひます。きょうは、学校給食法というものが制定されてから、一体文部省というものは学校給食の運営に當りましてどういふことをやつてきておられるか、具体的に承わりたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 昨年六月にこの学校給食法ができたわけでございしますが、従来法の法規に従つて学校給食というものが行われておらなかつた、この法律によつて初めて法的根拠が与えられました。学校給食の目標その他きわめてはっきりした根拠を持つことになつたのでございします。その後文部省にいたしましては、この給食法の趣旨に従ひまして学校給食を実施する基準あるいは運営のいろいろな面につきまして各府県に指導もし注意も十

分与えてきたのでございします。また予算等におきましてもこの法律の命ずるところに従つて、たとえば学校給食を開設します場合の施設あるいは設備についての補助を出すというようなことをやつて参つておるのでございします。昨年この学校給食法が施行せられて以来この一年間にこの学校給食を開始いたしました学校あるいは給食を受けます児童の数の増加というものが非常に勢いに上つてきておるのでございします。またそれから学校給食法の指示するところに従ひまして学校給食の指導書の改訂等も行なつてきておるのでございします。学校給食の向うべき目標あるいは学校給食のいふ指導的なことにも十分力を尽して参つたつもりでございします。

○白井勇君 法文を見ますという、第八條、第九條の補助金の交付關係だけが残された文部省の仕事でありまして、今まで法が制定され、施行令が出、規則が出まして、さらに管理局長の通牒が出る、それから給食の基準に關します学校給食実施基準というものが一応出ておるわけであります。が、そういうような法令關係あるいは運営上の基準が出ますという、あと残ります問題は、先ほど申しましたように、法第八條、第九條によりまして補助金の交付の問題、それに關連いたしましたことだけが文部省の仕事になつておるやうに思ひます。また、法第十二條を見ましても、末端からの報告をとりましますことは、ただ法の十條に關する事項のみでありまして、その他のことはほとんど法律の建前からいいますと、触れ得

ないような格好になるようにも見えるのであります。が、これは他の教育法でいうようなものによつて特別の指導監督というものができる格好になつておりますのかどうか、その辺承わりたい。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食法で国の関与し得る範圍は、国のいふゆる開設に必要な施設または設備に対する補助だけか、あるいはそれ以外のこともできるのかということでございますが、この第一條にございしますように、この法律の目的をいたしまして、学校給食の普及充実ははかるというものがこの法律の目的になつております。従つて、文部省にいたしましては、やはり学校給食の趣旨の普及ということに相当力を入れておるのでございします。先ほどお答え申し上げました中に、まず学校給食を普及するためには給食を行う指導精神と申しますか、そういう面々の趣旨の徹底ということがきわめて大事だと思つておりました。指導書を作つておるわけでございします。それからなお、これは文部省と從來ございします財団法人日本学校給食会等とも協力してやつておることでございますが、この普及のための講演会あるいは調理の講習会あるいは栄養管理のための講習会というやうなことも合せて行なつておるのでございします。従つていふやうなこの法に規定してございしますところの補助金の支出だけというふうな私どもとしては考えておりません。そういう面にも力を入れております。以上、学校給食の教育指導という面にも力を入れて参つておるのでございします。

○白井勇君 今お話のように力を入れておるといふお話ですけれども、具体的に、たとえば指導書を作るといふことで、一体どの程度そういう学校給食についての趣旨の徹底なり、いわゆる給食についての指導というのが行われておりますのか、その辺は具体的に文部省としまして、少くともどういふことをとおるかということになるのですか、もう少し具体的にお話願えませんか、どの程度のことをやっておられるのか。

○政府委員(小林行雄君) これは一々個々の学校給食を実施しておりますところの学校の職員を呼び集めて指導するというわけにも参りませんので、これは他の教科の場合と同様にやはり府県の学校給食を直接主管あるいは管理しておりますところの課の課長あるいは係員に年に数回集つてもらひまして、そういった面の趣旨の普及をはかり、また先ほど申しましたような講演会なりあるいは講習会を通じて、そういった趣旨の普及をはかる、こういうことをいたしておるのでござい

ます。
○高田なほ子君 ちよつとそれに関連してお尋ねいたします。今学童給食会は調理の講習会というものを開いて趣旨の徹底普及をはかつていく、こういうお話ですが、今度アメリカと余剰農産物の協定を日本政府が結んだわけですが、第五条の第三号の中に合衆国の農産物の新たな市場を両国の利益になるように発展させることを助長するために約七億二千万円の予算が組んでありますが、当然これは本協定に基づく物資が学童給食の中に取り入れられるとすると、ただいま申し上げた五条の三

号に基づくこの見返り資金の一部が学童給食の普及、その他調理講習会などに振り向けられるように私どもとしては考えられるのですが、その点についてはいかがなになっておりますでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) ただいまの余剰農産物関係の五条の關係の事項につきましては、まだアメリカ政府との具体的な話し合いができておりませんが、一応やはり学校給食につきましては、これは学校給食だけではございせんので、それ以外のまあ食生活改善その他広い意味のものになると思ひますが、そういった面の趣旨の普及その他に使われることになり得ると思ひますが、具体的ななごまかい条件の話し合いがまだできていないのであります。

○高田なほ子君 しかし、文部当局としてはこの七億二千万円の市場開拓のための費用が学童給食を通して使われるような意向を持っておられるのではないのですか、またそのために交渉しておられるのではないのですか。

○説明員(岩倉武嗣君) お答えいたします。昨年の七月にできました米国の余剰農産物の法律百四条(四)項の問題かと思ひますが、実はアメリカ側の使ひます経費の中に食生活の改善、特に学校給食を十分に取入れられて考へてもらえるであろうという期待を持っておつたのであります。二、三カ月前から農林省のほうから非公式だと思ひますが、一応の連絡がありまして、厚生省、文部省、農林省と相談をして参つたのであります。向うの意向がだんだんわかつて参りつつありますが、最初考へましたよりも大分方向が違つてきているように思われますので、ごく最近におきましても先方の従来よりさら

に變つて来た意向を聞きまして、三省間で相談をしておる段階でございまして、まだこの先どういふ變更が参りますか、はつきりいたさない状態でありまして、しかし全然文部省の關係、学校給食に關係がないとはもちろん申せませんし、適当な方法で百四条(四)項の金が活用できればという程度の期待を持って交渉しております。

○高田なほ子君 ただいま御質問申し上げてゐるのは、百四条の(四)項の問題ではなくて、今度協定を結んだ余剰農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の第五号の第三号の中に合衆国の農産物の新たな市場を両国の利益のために発展させるように、つまり言葉をかえていふならば、アメリカの過剰農産物等を日本国内に十分消化されるような宣伝費として七億二千万の予算を組んでおる、しかもこの中には、当然この協定の中には学童の福祉拡大のために相当量の農産物が入っているわけですが、当然その農産物が学童給食を通して使われることになるわけでありまして、五条の第三号に基づくところの宣伝費七億二千万円が学童給食のための調理の講習会、こういったようなものに私は使われるというふう

に考へておるわけなんです。百四条の(四)項とは別個にこの第三項についての質問ですから、それについて答えて下さい。

○説明員(岩倉武嗣君) お答えいたします。お話の第五条の第三号でござい

ますが、これが百四条の(四)項の該当の金額になるわけでありまして、同じ問題でございまして、その辺を御了承を願ひます。

○委員長(笹森順造君) ちよつとお諮

りします。ただいま本会議開会の振鈴が鳴つたばかりであります。最初に原子兵器に關して外相の発言があり、それに対して三名質疑を行うことになつております。矢嶋委員より、本件に關しては委員会を休憩して本会議に出席されたほうがよいのではないかと、このことを委員会に諮つていただきたいという連絡がありましたので、一応お諮りをいたします。

○高田なほ子君 大へん重要な問題で、私は本会議に出席したいのですが。

○委員長(笹森順造君) 皆様方がどうですか。

○細末治君 私はこの法案もなかなか重要で、あと時間がないのですから、せひとも本会議に出席したいという人は適宜出られることにいたしまして、そうして白井さんのように特にこの法案を重要視してこうして質疑を試みたいとおいでになつてゐるわけですから、質疑を続行したいかがござい

ますしょうか。

○高田なほ子君 けっこうです。

○委員長(笹森順造君) 今関連質問で高田委員からの御発言でございまして、そのことを御了承の上で、どうぞ御発言を願ひます。

とも関連があると思ひます。

○高田なほ子君 そうすると、学童給食という言葉をかえて余剰農産物の開拓としての目標がこの中に含まれてい

るといふふうには私は解釈されますが、それは本来の意味の学童給食と少し違つてくるように思われますが、この点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(小林行雄君) この余剰農産物の協定第五条に基づく「合衆国の農産物の新たな市場を両国の利益になるように発展させることを助長するた

め」、これはもちろんいわゆる学校給食で問題になつておりますところの現物贈与分ではないのでございまして、いわゆる有償分のうち合衆国の勘定に積み立てられたものでございまして、従つてこれは合衆国がある程度自由に使用得るものでございまして、その使い方については日本とも相談をしていこうということ、文部省もその相談にあずかつておるのでございまして、現在ではこの条項は大体日本の食生活を改善するための趣旨の普及というふうなことに使いたいというふうな大体の線になつてきておりますが、それにいたしましても日本とアメリカと両国の利益になるようということになつておりますので、アメリカだけの利益のためにこれを使われるものではない。また、その線も現在はずきりこまかく協定ができておるといふのではないのでござい

ます。

よろしゅうございますか。

○国務大臣(松村謙三君) 私はこういうことは、アメリカはそういうような意味が含まれておりまして、こつちには必要のないものを買わなくてもいいわけでございますので、それは間接のことであり、学校給食の問題には、そういうような向うの無償でよこしましたものは、われわれは向うさんにどういう考えがあつても、こちらはそういう意味において学校給食をやるようなことは考えておりませんでござい

ます。

○白井勇君 時間もありませんでし

うから、私は要点だけ御質問申し上げ

ますが、先ほど文部御当局でも、まず

学校給食の実施に關しましては、その

趣旨の指導徹底ということに特に力を

入れなければならぬと、ことに指導所

を設けるなり関係者を集めて講習とい

うようなものもやっておられるという

お答えでありましたが、文部省でたま

にそういうことをやりまするほかに、

府県の教育委員会なり、あるいは実際

学校給食というものを実施をいたしま

する学校等におきまするいわゆるその

学校の給食というものにつきましての趣

旨の徹底なり指導をやりまするもの

は、一体その指導体系と申しまする

か、そういうものは一体どういう格好

になつておりますか、その点を一つ承

わりたい。

○政府委員(小林行雄君) これは各府

県に給食事務の担当の主管課がござい

ます。また大きい都市等におきまして

は、やはり府県と同様にこの主管課が

ございまして、それにたとえば栄養の

専門の指導職員というようなものがお

るわけでございます。こういった指導

職員、専門職員がそれぞれ管下の学校

等へ出向きまして栄養なり調理の指導

をする。具体的には、それぞれの学校

に出向くこともありますし、またある

地域の者を集めて講習会をやるとい

うようなことを実際に行なつてゐるの

でございます。

○白井勇君 学校の実際給食をや

りま

する校長初めそれから各教諭ですね、こ

れは学校給食というあれだけの目的な

り目標を持てました法の運用をするに

現在の確な資格を持つておりますのか

どうか、文部当局はどういうふうにか

えていらつしやいますか。

○政府委員(小林行雄君) この学校給

食を運営しますための各学校における

組織の問題でございますが、この点に

つきましては、文部省といたしまして

も、通牒にはつきり明示をしてござい

まして、学校が計画をし、それから職

員をそれぞれ指揮監督して行、そう

して個々の学校の先生方はそれぞれの

自分の職務に応じて給食に関する事項

を分担して仕事をやるというようにな

ることにいたしております。また実際

問題といたしましては、各学校にそれ

ぞれ給食の主任というようものを置

いてやつておるのでございます。た

だ、たとえば各学校に栄養指導の専門

職員が置かれておるといふような状況

には実はなつておりません。最近にお

きましては各市町村にかなり多く栄養

指導の職員が市町村の教育委員会等に

置かれる実情になつて参りましたけれ

ども、まだ学校にはそういうものを

置かれるというようなどころには参つ

ておりません。文部省といたしまして

は、まあ現在の市町村の財政状況から

いたしまして、そういった各学校に指

導職員が置かれるというようなことは

相当無理があると考えまして、それよ

りもむしろ学校の先生にある程度相当

高い栄養の知識を持つてもらうという

ことの方が一そう効果的ではなからう

かと考えて、毎年栄養指導のための講

習会というのを開いて、できるだけ先

生方に栄養面の専門的な知識を持つて

もらう、こういうふうになつておるの

でございます。

○白井勇君 今最後の方でお話があり

ましたけれども、私も全くその通りに

思つておるわけでございますが、現在

の校長なり教諭というものがつまりこ

の学校給食法の目的なり目標というも

のに向つて運営するだけの実際資格と

いうものを持つておるものであるかと

うかというのを私はお尋ねしたいの

です。もつと具体的に申しますと、今

後の教諭の、たとえば資格検定という

ような場合におきましても、そういう

ものを付け加へました資格検定を取

つた者でない限りにおいては、あれだけ

の法を運用していくといふことは非常

に困難ではないかといふふうにかゝて

おるのでございます。その辺はどうい

うふうにかゝておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 最近の教員

養成機関におきましては、御承知のよ

うに家政というようものが相当重視

されておられて、従つてその科目を

選択しまして、新たに教師になる者は

それについてかなりな知識を實は

持つておるのでございますが、現在す

にもう新制大学以前に学校を卒業しま

した先生方は、そういった面がかなり

欠けておるといふことも事実だろ

うと思ひます。先ほど申しましたように、

そういった面を補う意味での講習会等

もやつておりますが、今後そうした面

にも、いわゆる先生方の資格といつた

面にも十分検討いたしまして、注意を

加へて参りたいと考えております。

○白井勇君 そこで私は文部当局は現

在に学校給食が行われておる実態につ

き、どの程度度いゆる法の目的なり

目標に沿つて行われておるものかとい

うようなことを二、三具体的に例をお

示しになつて、この点はこういうふう

に考へておる、この点はこういうふう

に行われておるといふようなことを一

つ例示して、文部省の見方というもの

をもう一度お話し願ひたいと思ふ。

○説明員(岩倉武明君) お答えいたし

ます。学校給食の実態が法律施行後

においてどのようになつてきておるか、

またこれについてどうかという御質問

と伺ひます。学校給食法の施行の手配

を一応終りましたのが昨年の十月で

ございます。そこでまだ何ほどの期間も

たつておりませんが、まず第一に実態

として考えられます顯著な例は、学校

給食全体が非常に安定して参つたとい

うことでございます。しかもその給食

の実施の状況を見ますと、たとえば週

五回以上を基準とするといふことを明

確にいたしております関係から、従来

三回または四回でありましたものが五

回以上あるいは六回、まあ五回が多い

と思ひますが、こういった方向に参り

つつある。新しく開始するものにつ

きまして、五回が圧倒的に多い。従

いまして、週五回以上というものが急激

に増加をいたしますと同時に、週四回

は何ほどとも実質においてふえない。ま

た週三回は減少の方向にあり、ミルク

だけを飲むとか、ミルクにおかずだけ

で、パンを伴わないようないわゆる補

食の給食は急激に減少を見つつか

います。こういった全体の動きを見てお

りますと、包括的に申しまして確かに質

的な向上を見つつかある、少くともそう

見られるのであります。そこで問題に

なりますのは、給食の食事の内容その

ものでございます。この内容が現場に

行つて具体的に見ますと、なかなかわ

れわれの考へておりますようなふう

にうまくいつておるところばかりでは

ありません。やはり栄養につ

いての十分な経験を持ち知識を持った

者が、栄養士なりあるいは教師として

も適當な教養を持った者が各学校に配

置されておるか申しますと、必ずし

もまだそれは参つておりませんため

に、欠陥を表明してゐるところもある

ことを残念に思つております。これら

の点につきましては県教育委員会等と

も連絡いたしまして、講習会あるいは

会議等を通じて十分に徹底をして参

りたい、栄養の内容がもし完全になり

せんといふことはすなはち、学校給食は

空中に樓閣を築くような仕事になつて

参るのであります。まずこの方を固め

て参りたい、かように考へておるわけ

であります。今後さらに努力して参

りたいと思つております。なおこの食事

を前提としまして子供たちに非常に楽

しく、おいしくまたよくこの食事につ

いて理解をさせて、食事をとらせるよ

うに指導をして参る教育指導の面でご

さいますが、またこのことに關連いた

しまして他の教科の学習にも役立つよ

うに指導するという巾の広い教育的な

指導に心掛けておるわけでありま

す、この点につきましては先ほど局長

のお話もありましたように、法律の施

行後の昨年の十一月に全国各地で各府

県の代表の指導主事、あるいは教員、校長等の研究集会を開催いたしました。熱心な研究討論の結果をまとめまして、現在あの学校給食法によつております指導目的に沿つてこの指導書の改訂を實現しようとして準備を進めておるわけでありまして、本年中には一切の手配を終りたいと、かように考えておりますので、おそらく今度の指導書の改訂を行なつてその徹底をはかることが出来ますならば、かなり教育指導の面においては見るべきものが現われてくるであらうと期待をもつておるわけでありまして。

○白井勇君 今もお話ありましたが、もう少し具体的に私お尋ねしてみたいと思ひます。たとえてみますと、法第六条、施行令第二条によりまして学校設置者の負担または児童の保護者の負担というものがはつきり規定されておるのです。そういうものがあの規定通りに行われておるものと文部省はみておられますか、どうですか、その辺はどうですか。

○政府委員(小林行雄君) 法第六条は経費の負担でございまして、学校給食の施設設備の経費、それから運営に關する経費は設置者であるところの市町村の負担、それから實際給食を受けるその学校給食の材料費その他は子供の保護者の負担と、こういうふうになつておるのでございまして、まあ一応この線ははつきり私どもはしているのはなからうかと思つております。ただこの学校給食の運営に要する経費という点でございまして、私どももいたしましてはこの法律の施行令で学校給食に従事する職員の給与もこれは設置者であるところの市町村の負担というふ

うに考えておるのでございます。少くとも公費で負担する、市町村の負担であるというふうに考えておりますが、市町村の現在のまあ財政の貧困というやうなことから、一部には、この人件費、たとえば調理のための人件費を見、児童の保護者の方に負担させておるといふやうなものもあるようございまして、まあ文部省といたしましては、この法令の趣旨に基いて、そういったものは公費で出すようにできるだけ指導をしてきておるのであります。

○白井勇君 もう一つ例をとつてみますと、学校給食の實際の給食に當りまして、先生がその場に立ち会つて食事と共にしてないというやうな姿は文部省の事務当局の頭には考えられませんか、考えられませんか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食はやはり昼食時に児童ばかりでなく先生と児童が共に食事をすることによりやはり非常に意義があると文部省としては考えております。で、従つて文部省としては、子供が食事を、給食を受けるという場合には、先生が共に食事をしておるものと考へております。

○白井勇君 ちょっと私も一つ聞いてみたいと思つてあります。が、学校給食という言葉ですね、これは今まで言ひならわされてきたわけですが、これはどうもいふゆゑこれの発祥から関係あると思ひますが、困つた者に食を恵んでやるというやうな成り立ちからきておると思う。この学校給食の発祥の地といわれておりますのは、私の生れました庄内の鶴岡であります。これはお寺で困窮の家庭の子弟を集めまして、それに給食をしておるという

やうなことからきています。どうもこれは申し上げるまでもなしに、給するといふことは、上の者から下にやるとかあるいは雇い主から雇われた者に物をやるという感じのものであります。終戦後のあの何といひますか、どさくさで食えない者に食をわしてやる、こういうやうな發展経過を辿つてきていくわけですね、ところがこの法案が制定されるという格好になりました段階におきましては、もうそういうやうな経過がどうであらうか、そういう雰囲気から脱却いたしまして、どこまでもこれは先生を中心とする一つの教育の一環としての会食である、こういう考え方に立つべきものであると思ひますが、文部省はその辺の見方はどういうふうにみておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食という言葉、あの言葉から受ける印象の問題でございまして、わが国の学校給食はただいまお話のございましたやうに、発祥の、起りの原因と申しますか、は、確かに貧困児童を対象とした欠食児童に対する対策あるいは就学奨励、そういう意味があつたやうでございまして、しかしその後だんだん進歩して参りまして、いろいろ榮養上の榮養改善、あるいは学校衛生あるいは教育上の意義の重要性を認識するといつた面で非常にまあ進歩して参つてきております。まあ文部省といたしましては、事實学校給食に初めて政府として手を出しましたのは、昭和七年ぐらいでございまして、このときすでに学校給食という言葉は使つておるのでございまして、今日までかなり長い間、戦争前から学校給食という言葉は

使つておりました、まあ一般的に社会的に、相当まあ学校給食という言葉が、もうなれてきておるのではなからうかという感じも実は持つております。ただいろいろ世間の方の中には、やはり学校給食という言葉はおもしろくないという御意見の方もございまして、文部省といたしましては、事務的にいたしまして、あるいは審議会等でもいろいろ学校給食という言葉につきまして研究をしたこともあるのでございしますが、結局まあこれにかわるべき言葉がないというやうなことで、今日まで実はきておるやうな状況でございまして、御意見もございしますので、將來さらに一そう研究して見たいと思ひます。

○白井勇君 そこで一応私は大臣に、實際この学校給食施行後におきまして見ておられます實際につきまして、まずそれを申し上げるわけですが、私は何文部省のお役人として見ておるわけでもありませんし、ただ父兄としてあるいは一市民として学校給食の實際というものを注意をいたして見ておるわけですが、これはもちろん全国を何と見ておるわけじゃありませんが、できるだけ現地に参りまして、機会ありますことに触れるようにいたしておる。まあごく狭い体験であらうかと思ひますが、ただいま文部省御当局からいろいろお話のありましたやうな實際では私はないと思ひます。やはり文部省のいろいろ現場の御指導なりあるいはその實際の御調査もあらうかと思ひます。これはどうしましても文部省の指導、助言者といつたしまして一つの権力を持った方がいらつしやるわ

けでありまして、なかなかその實際というものにも触れ得ない面もやはりあるのじやなからうかという私は感じをもつております。文部御当局が特に大事だと認めておられますこの学校給食についての趣旨の徹底なり指導というやうな面のことは、まず私は体系が立つていないと、こう考へております。地方庁に参りまして、先ほどもお話ししました通りに、学校給食の係りというものがあつて、それがいろいろその指導の衝に當つておる、こう言われまするけれど、これは新たにこの学校給食を設置させましたり、あるいはまたまあ助成が参ります。その施設の補助關係の問題あるいはまた流れて参りますミルクあるいは小麦粉というやうな物資の供給の問題というやうなもの、その処理にほとんど追われておるというものであります。ただ榮養士というやうなものがあつて、そういう程度のものではないかと、さういふ程度の例をとつてみますれば、また各區の教育委員会に、学校の給食の係とまではいきませんが、学事係の中にそういうものを担当いたしますものが大体三名くらい、その中の一人は先ほど申しましたやうに、いろいろな補助金の処理の問題、あるいはミルクなり小麦粉で流れて参ります物資の売り買いの処置の問題をやつておられて、それで手は一ぱいでありまして、学校給食の實際の指導というやうなものにつきましては、とうてい手は伸びない現状であります。

それから女の榮養士がおりまして、これが大体區の献立の指導をやつて

おる。もう一人まあ若い男がおつてこれは何をやつておるかといひますと、東京あたりの場合はあとでお話をいたしまするが、給食のいろいろな煮たきをやります作業の補助作業員、これは今東京では失業対策費から出ておりまして、その人の配置なり俸給の支払ひというようなことでほとんど手一ぱいであるという程度のものであります。ところが学校に行つてみまするならば、これは先ほど文部省のお話もありましたが、申し上げるまでもなしに、今まで現在学校長になつておるような方、これはそう申し上げて、はなはだ失礼でありまするが、やはりのり茶づけで御飯をかつこめばそれでいいというような食生活に長い間慣れてきました方でありまするし、現在教員の立場でありまする方も、学校給食法の目的なり目標に沿つて運用するような少くも知識の教育というものを受けてきた先生でないわけであります。そういうことでありまするので、特殊の興味を持った校長ででもない限りにおきましては、現在におきましては学校というものはこれは先生の立場から申しまするならば、新たにそういう仕事があつて、全くこれは過重負担になつております。従来から申しまするならば、これはないときにはまあ昼休みというように、ゆつくり御飯を食べておつたわけでありますが、あの法の趣旨によりまするように教育の一環として給食をやつていくというようなことになりましますならば、これはよほど精神の入れかえをしない限りにおきましては、いたずらにこれは過重の負担になる、これは決して先生のみを責められない立場であらうと私は考えるの

であります。そこでそういうような学校好になつておりますからして、学校で給食をやります場合におきまして、これは法の趣旨に沿つて行われておるといふような学校などというものはほとんどないのであります。東京、都内等におきまして、特に模範的だといふような二、三の学校の校長が、非常に熱心な二、三の学校に限られておるのであります。大部分の学校といふものにおきましては、法の目的ないう目標といふものに沿うべく努力をしておるといふ傾向すらもない実態であります。ですから大部分の学校におきまして、教師が生徒とともに食事をするといふような現況といふものはまあない、先生は教室に行つてゆつくり御飯を食べる。いいところでありましてせいぜい当番をきめておきまして、当番の者が食器に食事を盛るまでは先生が立ち会つてゐるけれども、あとは放つておく。従つてそこにいわゆる文部省の基準を示しておりますような行儀作法といふようなものが閑却をされることになる、むしろ逆に一部におきましてはパンをとつて人のものを食べる者がある、あるいはまた嫌いだからといつて食べない者がある、こういうような結果になつておりました、まるで法の意圖いたしますものと現状といふものは、非常にかげ離れた運営になつてゐる面が相当ありますので、これが大体一般の実態であらうと、私はこう考えております。しかも先ほど文部当局におきましては、法の第二条でしたか第六条でしたか、いわゆる給食費といふものは給食費自体のみはこれは父兄が負担をする。その他の人件費等といふものはこれは学校の設置者

が負担をするという、はつきりいたしました法令上の建前が規定をされていいわけでありませう。これもそういうところになっていない、ですから、そういう負担も当然他のPTAの負担になつておるわけでありませう。それから御承知の通り現在保護者にはいろいろな厚生省関係の援助があるわけでありまして、その子弟は一応給食費は要らないわけでありませうが、そのほかにいわゆる要保護者といわれます家庭の児童に對します負担というものがある相當の額になつております。そういう面におきまして実際他の生徒が負担をせざるを得ない、こういう格好になつておるのであります。

私二、三例を持ちましたのを御参考まで申し上げますと、これは先ほど給食課長のお話では大体五日以上、一週間五日以上給食しておるといいまするが、東京都内は大体一週四回の建前であります。これはなぜかと申しますと、水曜日は東京都全体の教員のいろいろな打合せがありまして、大体これは給食をしない。土曜日も半日のために給食をしない。従つて週四回、ですから大体月十六回ということでありまして、そこで大体一人当りの負担は月三百円、そこでそれがどういう格好に使われていふかと申しますと、ペン代に八十七円五十二銭、副食費に百七十円八銭、備品に二円、雑費に一元、消耗品に一元、それからが問題なんでありまして、いわゆる先ほど申しましたように、給食費を払えない、これが一人当り十一円であります。それから作業費、栄養費というようものをPTAの負担で持つておる。これが一人当り十五円、それを合計全部いたしますというと二百

八十七円六十銭になります。ですから月に三百円とりまして多少ゆとりが出ますが、これは多少貯めておきましていろいろな費用に使い、さらに余りますれば三月に一般から給食費を取らないで出すというようなのが、これは一々私いろいろあちこち調べました共通するような例であります。そういう格好のものであります。こういうふうに見るに児童のいわゆる法令で定められた負担範囲をこえたものが、父兄の負担になつておりますものが今申しましたように十五円、十一円、計二十六円というものが三百円に含まれていゝる。こういう実態であります。これは私は大体こういう格好にどこを見ましてもなつておる。作業員等におきましてもほとんど一人ぐらいはとれておりまして、ほかのものはPTAで持つておる。こういう格好になつておる。さらにまたその作業員のほかに栄養士というようなものになりまして、現実には置いていない所が多い。むしろまず私の調べでは半分は置いていない、こう思つております。そういう格好で運営をされているものであります。ですから私はまず現在の学校給食を適正に実施をしする最も焦眉の急務であるというようなものは、現在提案になつております日本学校給食会というようなものを作っていくというようなことよりも、私は先ほど来いろいろ申し上げましたようなことについてのいろいろな対策を講じなければならぬことがむしろ焦眉の急務であつて、こんな学校給食会法案を作ることをもつて適正な学校給食上これは焦眉の急務であるという提案理由の説明にありまするが、こういうような考え方で文部御

当局が学校給食をやつていらつしやるということにつきましては、私は非常に悲觀的であります。もう少しこれを、根本的にあの法の趣旨に沿ひまして、いまだ少し何とか腹を据えてやるようなお考えがないものか、これは一つ私は非常に食糧対策につきまして非常な拘負を持つていらつしやいます松村文部大臣、教育関係につきましても非常な權威者であられますからして、特に私この委員会へ出て参りましていろいろ実情を申し上げまして、お考えをお尋ねしたい、こう思つたわけであり

ます。

○國務大臣(松村謙三君) 白井さんかから先ほど来この給食の実情について特に御詳細なる実情を承わりまして、私もはなはだ得るところが多うございました。実は私も少し議會でも済みましたら実情を見て歩きたいと思つておるのでございますが、もともとこの給食というものの発達はごく變つて参つておることは御承知の通りでありまして、初めは食糧事情の非常に悪い、戦後の生活の非常に悪いときの事情から、単にまあ食事という、食べればというだけのことから出発いたしました、それがだんだん学校教育の上にも重要性を認めて参り、今日におきましてこの給食というものの範圍が非常に広くなり重要になつて、学校の教育の中にすつかりしみ込んでよくいけば、行くべきところまで来ておるわけになつておりますので、これはそういう発達の順序にかんがみまして、今日はまだ十分至つていないところもありますし、それから熱心にやつておるところにはまた非常にいい効果をあげておるというわけがありますから、これに

ついでには実際の指導面において実情をよく明らかにして、そのいいところにならって大いに実をあげなくちゃならぬと思つて、これに重点を置いてやつてみたいと思つておるのでございませう。近來になりますと、まだその上にいろいろの点においても、たとえば近來酪農が不振であるから、できれば児童に生乳を飲ました方が栄養の価値があるから、これと結び付けようじゃないかというような面も出て参りますし、今日農林当局もそれらの相談もいたしておるようなわけで、だいたいその範圍が廣くなつてきておりますから、十分の力を入れてやりたいと思つております。お話の通り、この今度提案しました法案は、ただその整備の一部分に過ぎませんのでございまして、全面的にはさらに大きな考慮を要することと考へております。

○白井勇君 もう一言私大臣にお尋ねしてみたいと思つております。これは私申し上げるまでもなくよくおわかりのことであるが、これは食糧対策と申しましても、これは足りないから食糧を食へ、あるいは粉食にせよというふうな考え方ではない。むしろ国民の保健衛生上からいまして、食生活を改善しなければならぬというところでは申し上げるまでもないところである。この国民の食生活の改善というものを具体的にどう進めていくか、こういう問題をいろいろ検討してみますと、これはいろいろなことであるが、よく立案をされ、考えられて参りますけれども、やはり最も大事なことは、常時國民にそういうことの趣旨なり考え方というものの実態というものがつきまして徹底をさせるような一つ

の運動が常時行われておる。ただちょっとそういうものが飛び上つて消えてしまふというようなことでなしに、永続的に行われるということが非常に大事なことと思ひます。そういう場合におきましても、具体的に問題を取りあげて見ますならば、やはりこの学校給食というものを土台といたしまして、これからPTAに繋がつていく、こういうことが非常に有力な線であろうと思ひます。大臣は特にこれから新生活運動というものを取りあげられるようでありますが、その場合も当然この食生活改善運動というものが大きく飛び上つてくると思ひますが、これは従来文部省は学校給食をやつた農林省は食糧局におきまして物を持つておりまして、いろいろそういう方面の関係があり、また厚生省は保健衛生上からいろいろ関与をするというふうなことでありまして、この食生活改善運動というものを大いに見地に立つて、それらの三つのものを総合しましたような動きで動かされていまいかと思ひます。こういうものをいまい少し全体的に総合いたしまして広い観点に立つて進めて参りますようなことが、新生活運動といたしましても非常に重要な点でなかろうかと思ひますが、特に國務大臣とされましてのお考えを承ります。

○國務大臣(松村謙三君) お話のようにな次第でございまして、白井さんも親しく御経験になりましたが、戦争直後の食糧の最も窮乏したときに、いわゆる食生活の改善の運動を、いわゆるパン食普及の運動を起したのでございませうが、今申した通りに長く継続いたしませんで、少し食糧事情が緩和するとともに、あの運動はいつの間にか消えてしまつたというふうなわけでございまして、今度も新生活運動にせひこれを取り入れ、そうして今給食のほうは文部省それから食糧のほうは農林省、衛生のほうは厚生省と、こう分れてなわ張りがありますが、これを総合して、あつた方面で一つまとめた実際の食生活の運動として行われるということになれば最も仕合せであり、そして少くとも四、五年間は継続した國民運動としてやらないと改善の目的は達せられないのだと思ひまして、どうかまぬのでございませう。給食の問題にいたしまして、私も決してなわ張りするような考えを持ちませんで、農林省と十分の協議もいたし協力をして進みたいと思つております。

○白井勇君 今大臣のお話がありまして、これからこれに對する質問はやめますが、ちよつと事務當局に学校給食法案のこまかい点であります。ちよつとお尋ねいたします。時間がありませんが、一括してお尋ねいたしたいと思つております。十一條に給食会の目的を達成するため学識経験者ということがある、これは具体的にどういふ人を予定いたしておられますものか、具体的に例示をしてお話願ひたいと思ひます。それから第十七條の評議員も同様であります。それから十八條「学校給食の普及充実に關する業務」というのは一具具体的にどういふことになつておられますものか、そのまた予算の裏付けなり、具体案というふうなもの、それからその二項の「同項の業務に準ずる業務」といふもの、これは一体どういふようなことを指してお

ますか。それから二十三條の事業計画、それから二十一條の業務方法書といふものとはどういふ關係にありましかつたといふことをまずお伺ひたいと思ひます。それから二十一條の業務方法書と申しますのは、大体それを輸入する、あるいは購入する場合にどういふ仕方、どういふ方法で輸入し、購入するかという業務の方法をきめるものと解釈いたしております。

○白井勇君 もう一つ二十條の「清渡し等」といふ「等」は大体手数料とか何とかといふものが入るような氣もしているのですが、その点ちよつとお尋ねします。

それからもう一つこれは私の希望を申し上げることになるわけでありまして、この学校給食といふものは、これは申し上げるまでもない、教育の一環としてやることであります。教育の文部省が負うというところは当然のことと思ひますが、しかし一方におきましてはやはり法の建前にはつきりいつております通りに、食生活の改善というものを企圖いたしておる。そういう企圖がありまして以上は、やはり厚生省といふようなものとも非常に密接な連絡をとつてゆかなければならぬ筋合いのことと思ひます。今大臣からもそういうお話がありまして私は非常に意を強うしたわけでありまして、事務當局とされまして、これはほんとうにこの給食法の目的を達成するためには、どうしてもやはり、ただこれは教育の一環なんだからというふうな考え方で運行に當りまして無理をいたしますといふと、私は現業的にはこれは伸びないといふ非常な心配を持つており

ます。今回の給食会法案につきまして、私はこれはやはりそういう団体ができますれば特に密接な関係がありま

大臣はこの傍系団体の設立というものについてどんなお考えをもつておられますか。

○国務大臣(松村謙三君) お答えをいたしますが、人の都合から申せばこの傍系団体のありますことは便利な点はその十分ありますし、よくいふまでも、しかし、こういうものを作るのにはそういう目安をもつてやるべきものでは断じてなからうと考へます。私もこの法案を出しますのにつきましても、決してそういう内面的の意図をもつて出したという事は毛頭ございせんことを了願したいと思います。

○吉田萬次君 それからもう一つ。私はこの法案そのものには賛成いたします。しかしながらこの法案ができましたあとの運営という事は非常に私はむづかしい問題だと思ひます。たとえて申しますと、今までありました給食会におきましても、そこに文部省あるいは外務省も介在し、外国から粉乳あるいはその他のものが入つてきておりますが、このミルクにいたしまして、これが東京の市内の菓子製造業者に相当な量流れ、しかもそれは相当な値段で、高い値段で売られておる、さらにその真相に至つては、これは事務費がないによつて事務費を作るために出した、あるいは不良品があつて飼料にすべきものをそちらに廻したというやうなうわさを聞くのでありますが、かようないふゆる私はスキヤンダルがそこひそんでゐるということにつきましては非常に重要視しなければならぬと思ひますが、かつてのあり方とそれから将来に對する方針はどんなお考えをもつておられるかお伺ひいたします。

○吉田萬次君 大臣に私はお伺ひいたしますが、今度できる給食会の問題であります。これはいふゆる文部省の傍系団体になると思ひます。今日農林省は非常なたくさん傍系団体があり、また今度住宅問題について建設省ではたくさん傍系団体ができてゐる。傍系団体がたくさんできるところは、けだしその省におけるところのたくさんな役人の口を占めるという一つの事柄にもなると存じます。そしてまた今日のような特殊法人でありますならば私は相當の俸給を出されるものと思ふ。かような点から考へまして傍系団体がたくさんできるといふことについて、ことに農林中金のようなものは私はかえつて害になると思ふ。今度のこの給食会はそのやうなものでありまけんけれども、しかしながら今日文部省の中にでも、文部省としては大体傍系団体が少い、このくらいあつても差しつかえないのじやないか、またこのくらい以上であるのが普通ではないかというお説も拝聴いたしました。かようなことについて

○国務大臣(松村謙三君) 今お話のうわさを私も耳にいたしましてけしからぬことだと思つておりますが、しかし今までのところそういうことはうわさの程度じやないかと思ふ、またそれを希望いたしておりますが、これは調査をいたして明らかにしたいと考へております。同時に今後のことにつきましても、それは十分の監督もいたしたいと思ひます。し、こういう法案が成立いたしますならば、さらにこれらの点につきまして、そういう面において抜いやすくなりましてございせんから、十分にそういう取締りをいたしたいと思ひます。これは扱いやすくなると申しますことは、こういう機構ができ注意が十分に届きますれば自然にこれまでそういうようなことがもしあつたといひますならば防圧することができ得ると思つております。

○吉田萬次君 これはただ単に私はミルクに限つて申しましたのですが、しかしまだミルクの問題でも相当私は知つておりますが、あなたがちかようなことを探究し掘り下げて事を起す必要もありませんから申し上げません。さらに今度綿花あるいは小麦が入つて来るという事になります。これに對する、ことに綿花なんかの操作というものは私はきわめてむづかしいものであり、またスキヤンダルが相當にそこ此起るやうな予想がいたします。で、だから特に注意していただきたいと思ひます。閣下、私はこの運営に對し十分注意を払う点において、場合によつては今日井委員からもお話があり、井委員の構想による付帯決議の案もここに出ておりますが、いずれにいたしましても付帯決議でもしてこの問題

は通さなければならぬかというやうな氣もいたします。かような点に對しまして、大臣に十分の将来これに對する監督あるいは指導をしていただきたいという事を希望いたしまして私の質問を打ち切ります。

○国務大臣(松村謙三君) 今お話のことは大切なことでありますから一応お答えをしておきたいと思ひます。

外郭団体を余計作るといふやうなわゆる人事関係のお話が先刻ありましたが、いろいろ私の方にはそういうのが少うございせんけれども、それとねて、省内の人事とかねてゐるやうな場合が戦後ある程度ございまして、それがこの官紀の振興の阻害をみるやうな心配もあつたから、現に役所にいる人で利害関係の伴う外郭団体の兼職兼振は調査をいたしてすべてやめることにいたしました。そういう意味から申しまして、決してこういう法案は人事のためでないということを御了承願ひたいと思ひます。

それから綿の問題でございせんが、これは不馴れた文部省として取り扱ひまして間違つてはいけませんと心得まして、これをすべてその道の経験のある通産省の専門家にゆだねて処分をしていただき、そしてそのかわりに服地はやはり通産省の専門のところまでまわしていただくことにいたしました。で、できるだけ努めて御心配のやうなことのないうに努めております。

○堀末治君 私も一つ大臣にお尋ね申し上げたいのでありますが、今の余剰農産物の問題であります。予備審査のときに御説明があつたと思うのですが、その当時アメリカから千五百万ト

ン来る、そしてそれに對していろいろなことでも多少経費をかさんでこれを配給する。アメリカの方ではそれはまかりならぬというやうなことがあつたと聞いておりますが、事実そういうことがあつたのであります。

○政府委員(小林行雄君) 本年度の余剰農産物の現物贈与分は千五百万ドル、そしてこの内訳は、三百萬ドルが綿花、それから千二百萬ドルが小麦及び脱脂粉乳ということになっております。これは御承知のように、アメリカの岸渡しで無償であるということでございます。アメリカの岸から日本内地に持つて参りまして、たとえばそれを内地の倉庫に入れ、さらにそれの小麦……

○堀末治君 それはあなたがこの前説明したから……。要するに、向うから条件がついたかどうかというのを聞いてゐるのです。

○政府委員(小林行雄君) いやそういうふうには……、金を取ることでございせんか。

○堀末治君 要するに、それがためにいろいろ加工するためにある程度、要するに、それを価格をかさんで配給するといふことに對して、アメリカの方ではそれに對して異論があつたといふやうなことを聞いておるのですが、事実かどうか。

○国務大臣(松村謙三君) 小麦等につきましてはある程度の差額をつけておるのであります。その利益を出すことを認めております。しかしながら、それはやはり給食の面に使うといふ、たとえば、給食の設備に使うとかいふやうなことで話し合ひができておるわけでございます。さう御了承願ひ

たい。

それから綿につきましては、これを、綿を全部売りまして、そして、その中から向うからの運賃等の費用を差し引きまして、そして、残りのものですでにできておる服地を買って配給をする、こういうことを認めておるわけでございます。

○堀末治君 この間もどなたか、アメリカからもう物資について御異論があったと思う。もし、子供にもつていって卑屈な観念を与えるようなものはない方がよいのじゃないかと、こういう御議論を私は聞いておりますと、私はそういう御議論には賛成であります。か、つて、イロア、ガリオアの物資が日本にくれたのか、あるいは債務になるのかどうかというのが本会議で質問が行われた。当時たしか二十六年の国会、何国会であったか、池田君が大蔵大臣のときであります。その答弁に立つて、まだもつたのだとも、借金になるともこれはわからぬという答弁でありました。それに対して、吉田総理の答弁はどうかと言ったところが、吉田総理はこれに対して、今、大蔵大臣が答えた通り、もつたものだから、借りたものだから、まだそこらのところは一向わからぬ。しかし、幾ら日本がいくさで貧乏したからといって、食うものがないから他の国からもらったとはいへこれ一生の、日本民族の恥だから、私は今は切ないから返さなければ、いざ返せるときになれば返さなければならぬと、かように私は信じておると、当時議場の中から名答弁、名答弁と称賛を博したことを記憶しておりますが、また私はかようになければならぬと考

えておるのであります。しかるに、今度千五百万ドルを親切に下さるということは何でございませうか、それと、そのために、くれるものならもらっておくというので、もらったためにこうしなければならぬ、あしなればならぬという条件をつけるのである、私はもうこれに賛成できない。今、貧乏はしているけれども、子供にもつていって終生拭うべからざるような屈辱を与えることは、当時どなたか御発言ございましたが、私は同感をいたしておるのでございます。さうなことで、今のこの余剰農産物、これをいれて、その金を日本で借りて日本に使用することに対しては、私はこれに賛成。この間の予算委員会におきましても、その点について来年も入るのかどうかというのを聞きまして、来年はわからない。しかし、ぜひともこれは来年も継続して入れたいということを当時高橋長官から御答弁があったので、私もぜひそうしてほしいと希望はいたしておきました。しかし、来年もしもそうにしないで、幸い親切に日本の子供のために、いわゆる人類の福祉の上から余つておる農産物を多少でも子供のためにくれてやる、こういう御親切ならばまことにけっこうでございますけれども、それが多少と条件をつけられるようなことであるならば、私は来年は絶対にもらってほしくないというのを特に希望するのであります。これは、ほんとうに教育の上から言ったら、特に今度もこうして千五百万ドルのものをもらって、それが一体どういう形で子供に分けられるかということに対して、私はやっ

ぱりその当時御質問があったかと同じ様に、それがために屈辱化を子供に与えるということが私はどうしても賛成できないところがございます。それから、どうかこの点に対しては、十分な一つ御注意を特にお願い申し上げたい。かように思うのであります。

それからこれは希望です。それから特に御答弁はただかなくともようございませうが、ただもう一つ、ここにある給食会法、私の法案を作るときはよく存じませんでしたが、これを見ると第一条に目的があります。なおまた小林局長、この間予備審査のときにあなたの御説明にもあったのであります。子供に、要するに食事上のいい習慣をつけると、ここにもはっきり出ています。望ましい習慣を養うこと、こうあるのです。この点についても、これも白井委員から直接の要するに御視察と御体験からいろいろ御意見があったので、私それを非常に傾聴しておつたのであります。なかなか食事の上のいい習慣をつけるというところは、非常にめんどうなことだ。私はこの点について、文部大臣が新生活運動を提唱されているこのあなたの御精神に対しては心から賛成しているのです。戦時中に一億一心あるいは八紘一宇だとかいうようなような高踏的な言葉で国民を指導したけれども、そんなことでは国民のほんとうの指導にならない。しかもそういうような言葉であることをもっとも平たく新生活運動というやうな、だれにもわかりやすいやうな言葉であつたいろいろな国民生活、あるいは精神の作興等に御努力なさうというあなたのおほしめしには私は心から賛成であります。いわゆるこ

いうものを、新生活運動のごときはどこから始まるかという、まず一番初め食事から始まるかと私は思うのであります。それで、それから、どうかしていい習慣をつけてほしい。ところがなかなかこれはできない。実際のところは孫五人もおりますが、その孫五人に行儀よく食事をさせるなんというところは少なからぬ努力であります。私はほんとうに学校の給食で、今の先生方あるかもしれないけれども、果してそういういい習慣を今の先生方が子供に教えることができるかどうか。これは私は、よその先生を見たわけではございせんから、決して先生の批評はいたしません。が、私どもの若い社員のごとき、ときどきそと社宅を回つて見ますという、素っ裸になつて、ふんどし一つであぐらをかいて飯を食つていふ。私その社員によく注意をしていふ。食事というものはそういう要するにぶざまな格好をしていただくものではない。これはほんとうに食物が自分の生命を犠牲にして、われわれのからだを養うてくれるのだから、敬つて正しい姿でよばなければならぬのだ。お前のその姿は何だ。私はこれをやかましく言つていふのですが、やかましく言つた社員は私のそばによらない。そういうやうなことで、最近の若い諸君にはそういう習慣がつけられておらないので、今の若い先生方にはぜひそういう習慣が非常に多いのではないかと。先ほど白井先生からのお話では、一緒に食へてもらう。おそれく食べたらろくな姿を見せないのじゃないかというふうには私は思うのであります。が、せつかく給食のやうないい制度が

できて、政府もこれに力を入れられるというものであるならば、まずこの先生方には、望ましい習慣を子供に教えるためには、まず指導する先生方から正しい容姿、望ましい習慣を教えて、かななければならぬのではないかと、私かように思うのでございます。大臣これに対しての御意見いかがでございますか。

○国務大臣(松村謙三君) お話通りに考えておりました。私は全くしろうとでございませうけれども、あの禅宗の座禅をしに行つたときの食堂の厳肅な作法が、非常に修業の上に大きな役目をしていけると承つております。ああいう形がこの給食の上に現われまうならば、それは形は違ひますが、言うことは違ひますけれども、お経の文句などを唱えるやうなことはこれは何ですけれども、ああいう形がもしも給食の面に現われて参りましたならば、これは非常ないい感化を与えるのじゃないか、何か新しいやうな形が生れて、この間から自然に出てくるものじゃないか、うかと思つても、そういう工夫もすべきであらうという考えを持っております。今お話のやうなことを少しいろいろ工夫してみても、新しい修養に食事を応用するやうな、食事をやうなやうに厳肅な意味でならわされる、団体生活にならわされるやうなことにしますか、そういう新しい工夫が必ず生れてこなければならぬものと心得まして、そういう面のこともいろいろ専門の方々と、それから教職の方の人たちとも相談をいたしてみたいということをお考へていたのでございます。お答えになるかどうかはわかりませんが、今、荒木正三郎君、今の文部大臣のお

答えに私だいたい異議があるので
が……。

○委員長(笹森順造君)　ちよつと議事
連行のことでお諮りいたしたいと思ひ
ます。それからあとで伺いますから。
速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（笹森順造君）速記を始めて下さい。

暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後二時三十五分開会

○委員長(笹森順造君) 休憩前に引き
続き委員会を開催いたします。

日本学校給食会法案を議題といたします。発言のある方は順次お求めを願います。

○荒木正三郎君　先ほど堀委員から質問がありましたが、食事をするときの行儀作法といいますが、あの問題について、は、私文部大臣の説明はあまりにかなたな苦しいと思うのですよ。やはり食事をするということには、あまりだらしなない状態になってはいけないと思います。が、といってあまりかた苦しくなってしまうらんの氣持というものを全然失って

しまうと、禪のお坊さんが食事をとるのが非常にいい、だからああいうふう
に指導したいと言われると、私も一言
言っておかないと、あんなふうに給食
を指導されては困ると思うのです。そ
ういう点ちょっと伺っておきたいの
です。

○国務大臣(松村謙三君) 私の先刻の
答弁がそのようにかた苦しくお聞きと
り下さったならば、それは私の説明が
足らなかつたかもしれません。禪道
の食事のことを例にとりましたが、

の食事も決して型だけではございませんで、やはりそこに囚らんとするものがありますし、共同生活ということがありますことも、これはもちろんでございます。私の例をとりましたことは、そういう誤解がありますならば、それはかた苦しいだけのものでよいというような意味ではないことを御了承願いたいと思います。

○荒木正三郎君　私はこの際文部大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます問題がございます。

○荒木正三郎君 私はこの際文部大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます問題がございます。

その一つは、現在の学校給食は小学校を対象としておるわけなんです。これを将来中学校にまでその給食の適用を広げていくという考えを持っておられるかどうか。

○国務大臣（松村謙三君） それは私も
もは中学校まで拡充をいたしたいと考
えてはおります。けれども、今日まだ
小学校においても給食をしない学校も
多くありますし、一時に手を伸ばす
ならば十分の効果を上げることどう
かと思えますから、まず小学校の給食
の充実を考えまして、しかる後に中
校へ手を及ぼしたいと、こういう順
序的に考えております。

○荒木正三郎君　その次の問題といいたしまして、学校給食については無償給食という要望が非常に強いのです。いわゆる無償と言いましても、無償という言葉は適当でないかもしれませんが、少くとも主食になるところの小麦、それからこれに準ずる牛乳とか脱脂ミルク、こういうものは政府の負担で学校給食をするようにしてもいいという要望が、これは全国的に非常に強くなっております。この問題については、昨年の当文部委員会では小委員会まで設

けてこの問題を検討して、そうして一応結論が出たわけであります。これは議員立法にするところまではいきませんが、でしたけれども、各党派から構成されている小委員会において全会一致でこの小委員会案というものがまとめ上げられたのであります。そのときの小委員会案というものは、結局学校給食費が相当高い、相当大きな父兄の負担になっている、これを軽減する必要があるということ、主食に対しては全額国庫で負担をしよう、こういう趣旨

をもとにして案ができたわけでありま
す。こういう問題について文部大臣は、
将来学校給食の改善の問題について、
こういう問題について一体実現をして
いこうというお考えを持っておられる
かどうか聞いておきたいと思います。

○国務大臣（松村謙三君） それは理想
 といたしましてはそこまでいきたいもの
 のと思いますが、しかしながら今日の
 時代として、やはりそういう負担を十
 分できる父兄も多いのでございますか
 ら、無償というところまでいきますな
 らば、私はまだ義務教育費の内容にお
 いて充実の必要をさらにさらに感じ
 ている点が相当多くあると考えます。そ
 れで漸を追うてこれらのことも考慮い
 たしたいと考えております。

○荒木正三郎君 私は質問を簡単に
するためにさらに質問はいたしませ
んが、次々に問題に移っていきま
すが……。

○委員長(笹森順造君) ちょっと御相
談いたします。今衆議院で文部大臣に
対して緊急質問が出て、今議事部の方
から連絡がございまして、これは緊急
質問に答えてすぐこちらにお帰りにな
るように私は大臣にこれから申し入れ

をしよと思つておりますが、これはやむを得ないと思ひますが、いかがでございませうか。そうしてその間は事務当局に対して本法案に関する質問を願ふといふことで御了承願ひたいと思ひます。(「賛成」と呼ぶ者あり) せつつかく発言中ですが、荒木さんも御了承願ひたいと思ひますが、よろしうございませうか。

○荒木正三郎君　けっこうです。

○委員長(笹森順造君)　それではどうぞその御答弁が済んだらすぐおいでを

○荒木正三郎君 けっこうです。

○委員長(笹森順造君) それではどうぞその御答弁が済んだらすぐおいでを

願います。大臣以外のものはよろしゅうございますから、どうぞ御発言を願います。

○高田なほ子君 大臣以外の質問についてお尋ねをいたします。アメリカから贈与される分一千二百万ドルの小麦並びに乾燥ミルク、そのものは大臣の先般の御答弁によりますと、これを全部有料にして学童に給与するという答弁がありました、その内容について、そこで数字的に示していただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 給食関係で申しますと、小麦及びミルクでございますが、小麦は今回の余剰農産物の贈与分であり入りますのが八万トンでありまして、それから輸入分が八万五千トンでございます。これは両者を食糧の方でプールのいたしまして、そのプール価格で学校給食を行なつて学校へ配給するわけでございます。それからミルクにつきましては、大体今回の余剰農産物の贈与されます分が七千トンでございます。それから現在の状況で輸入します分が大体一万トン、それにさらに国内産のものを二千トン購入する予定にいたしております。合計一万九千ト

ン、この三者を、それぞれ値段段が違っておりませんが、三者をアールいたしまして、そのアールした値段段で学校に配給する、こういう予定にいたしております。

○高田なほ子君 七千トン、一万トン、二千トン、これはいずれも贈与分と、それからCCCの分と国内の分と三つブルーするということになっておりますが、この三つの分の単価はどういうふうになっておりますか、一つ一つの数字を示していただきたい。ごさい

が……、それではお調べ願って御答弁ください。また、さきほどは「児童手当の給付率を上げる」ということについて、食費でございまして、給食費がこれに上乗せされていくというふうなことが、この制度の中で実現されるのかどうか、これは数字的にみましても、かなり安く給与をされるのではないかと、現在の学童給食費よりも無償で入れたら、これらのものをプールして使う場合には児童の負担がかなり少くなるのではないか、こういうふうに思うわけですが、それはどういうふうになっておりますか。現在の学童負担分と、この贈与分をプールして使った場合にどれだけの負担率が下ってくるか、これを数字をあけて説明していただきたい。

貧困家庭、これはいわゆる生活保護法の適用を受けております者並びに生活保護法の適用は受けておりませんでも、これに準ずるような者には相当程度安くしたいという考えでおりまして、この余剰農産物が入りましてた場合は大休パンが二円四十八銭、ミルクが十二銭、副食が八円五十銭、合計十一円十銭、これは副食はいずれの負担区分においても同額とみております。そ

○高田なほ子君 余剩農産物を入れることによつて貧困児童は十一円十銭よりも若干安くなつてゆく、若干というのはどのくらい數字的に安くなつてゆくわけですか。

より安くなるというのではございません。現在この貧困家庭には特別に安くするという制度がございませんのを、余剰農産物が入る関係から特に貧困家庭には安くしたい、その価格が、その副食費は全部共通でございますので、これはまあ一応除外してもいいのでございしますが、パンについては二円四十八銭、ミルクについては一食分が十二銭、こういうことに予定をしておるの

○高田なほ子君　そういたしますと貧困家庭の分は余剰農産物を入れてもやはり今まで通り十一円十銭と、總体であまり變りがありませんが、そうすると理にまでの貧困家庭の対象数字と余剰農産物を入れた場合の対象数字とはかなり違つて来なければならないはずになります、それはどういふふうになつておりますか。今までは何家庭ですか。

中で、まあ生活保護法の適用を受けるもの、及びこれに準ずるものというところでございまして、全貧困家庭がこれに入ってくる。全貧困家庭の児童がこの給食を受けるといふには考えてお

○高田なほ子君 当然全部の貧困家庭が給食を受けられるようにということを目途としておるわけですが、現在それが完全に行われておらないとすれば、全体の貧困家庭を救済するためにはどういような方法を講じられていくか、その点をもう少し詳しく話していただけないでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 現在この学校給食はすべての学校に行われている

○高田なほ子君　大臣にお尋ねをいたします。今貧困家庭を救済する問題が出ております。特に余剰農産物を無償で受け入れることによって貧困家庭の学童たちはこれによって相当潤うと私もは考えておりました。また大臣も先般来そうした意味の御答弁があったわけですが、ところが今事務当局からの御答弁によりまして、貧困家庭は全学童の八分ある。しかし必ずしもどの地域

ではないので、学童給食施設のあるものでは、この学童給食をやっているのだから、この恩恵に浴するのだ、こういうお話がございました。私どもの考え方といしましては、この余剰農産物を受け入れる性格としては、日本のこの学童の福祉を増大する意味において受け入れたわけでありまして、当然全学童の中の貧困児童がこの救済の対象として考えられなければならない。なかなか申小炭鉱地帯における学童のお

常な問題となつているところであります。が、給食施設のないところでも、この余剰農産物の無償受け入れによつて学童たちが昼を食べることができるようになっていたものかどうか。この点について大臣から御答弁を願いたい。

○国務大臣（松村謙三君） お話のよう
な次第でございます。が、最初話の過
程におきましては、来た農産物なども

そうしてこの結果として無料のものがある意味で有料で配布いたしますから、それだけの金が出ますから、それをただいまで給食をやつていない学校の給食設備に回しまして、そうして給食設備がないために給食を開始することのできない学校が全国に相当にありますから、その設備をその金でやつて給食の範囲を広める、こういうことにいたす方がよろしいと考えまして、

さうの方角をとつておりました。それから九州の炭鉱地方でありますとかに對してどうするかということにつきましては、ああいう窮乏状態にありますのは炭鉱地帯ばかりではありませんで、ほかにもたとえば漁のない漁村とかいうようなところもありますがい、それらに對する供給についてはたゞいま厚生省、労働省等とも打ち合せをして最善の方法をとりたいと、こういうふうに協議中でありますから、さうい

○高田なほ子君 それではお尋ねをいたします。有料にした分は未施設の場合に学童給食の施設を作つて範圍を拡大をして行く、そういったしますと、当然これは御計画を文部省としてお立てになつておられると思う。その御計画は一体大体何方所ぐらゐにこの施設を広げて行こうとするのか、またその施設の概要についてその計画の一環をこゝですつと説明をしていただきたいと

詳しい決定的の計画はまだでかかぬ事情もございましてなんですが、大体の構想は局長から説明をさせますでございませう。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食を開設します際に施設設備の補助金をこれは出すことに御承知の通りなっております。今年度の、先般成立しました予算にも五千万円の予算が計上してございまして、これで大体二百校の新規開設の施設設備を充実にするようにいたしておりますが、ただいま大臣からお話のありましたようなことで相当経費が浮いて参りますれば、これをさらに施設設備の補助金に使いたい。これ

は最後決定にまだなっております。アメリカとの交渉が最後の妥結にまだ来ておりませんので、いわば予想的な数字でございますが、一応現在想定いたしておりますのは、二億三千四百万円程度でございます。これで約千校程度の給食用の施設設備を充実にしていきます。こういうふうと考えておるのでございます。

○高田なほ子君 続いてお尋ねをいたしますが、大本学童に給食される小使

を有料にして一千校の施設を拡大してゆくということとは、これはまことにけつこうな話であります。この千校の拡大について特にへき地や農村等を重点としておられるのか、あるいはまた都市の中で未設置のものを重点としておられるのか、その千校を増設するについての基本的な考え方を私どもは知りたいと思うのですが。

○政府委員（小林行雄君） この新規に

学校給食を開設します学校の選定の問題になりますが、これは大体従来府県の御意見を尊重して決定しておるのでございまして、文部省がこちらの方で積極的にかうせいとはつきりいったわけのものではないのでございます。ただまあ文部省の気持としては、將來はできる限りそういった山間へき地の方でもこういった学校給食の開設を奨励したい、こういうふうと考えておるのでございます。

○矢嶋三義君 議事進行ついて。

ただいまの高田さんの質問に水を差すわけではないですが、ただちょっと伺つておきますが、私はけさほかの委員会の関係、本会議の関係でここへ来られなかったわけですが、先日もこの委員会で確認されたわけですが、本日は最終日でございますので、ある問題については、もう二カ月以前からいまだにやれない問題が、閉会前に若干各委員でやらなくちゃならない問題等があったわけですが、それらも全部本日で中にするようにしかるべく計画、立案されて委員会は運営されておるものと了承するのでございますが、さうでございますね。

○委員長(笹森順造君) さようでございます。

○高田なほ子君 私どもの考えとしては府県の意思を尊重するというところはもちろんですが、当然へき地の貧困な町村に重点的にこういう施設が行われなければならないという意見を持つてゐるわけですが、こうした意見について大臣は今度の千校増設に対してどういうお考えをお持ちですか。単に府県の意見を尊重するというだけにとどまるのではなくと残念だと思ふのです。

が、いかげしょう。

○国務大臣(松村謙三君) これは地方の情勢にもよることでございますから、今局長がお答え申した通りでございます。しかしその間おのずからこちらの方針もございまして、全国的に普及いたしたいと思えますから、そこは地方の教育委員会と連絡いたしまして、そうして大休全国に行きわたるような措置はとるつもりでございます。

○高田なほ子君 次にお尋ねしたいこ

とは、例の食管特別会計の中に字重給の費用として十六億九千万円のものが含まれているわけです。ところが今度一千二百万ドルに相当する無償給与が行われるとすると、食管特別会計のこの十六億九千万円という数字は依然として動かないのですか、それとも動くようになってくるのか、あるいはこの無償給与の分が換算されて十六億九千万円の中に入ってくるようになるのか、食管特別会計との関連については、予算委員会においてもかなり不明確な点が多かったと思いますので、あらためてここでこの関係を御説明していただきます。

○説明員(岩倉武嗣君) 昨年は食管癌

別会計の小麦に対する予算が十七億五万円ばかりでありました。今年は十億九千万円になっております。で、この額は大体昨年とはほとんど同額という意味において計上されたものでございまして、ただ国内産のミルクに対する予算六千六百万円を組んだ関係で多少数字の移動があったというだけの意味でございします。従つて二十九年度と七体同額であるという意味において組まれております。かように御承知を願いたいと思ひます。

○高田なほ子君 大臣にお尋ねをいた

しますが、食糧自給六ヶ年計画と学童給食の関係についてお尋ねしたいと思うのですが、食糧自給六ヶ年計画によると、澱粉質の消費よりも蛋白や脂肪質に重点を置いておるわけであります。が、学校給食の場合においても、澱粉質の消費よりも蛋白資源あるいは脂肪質の消費よりも蛋白資源あるいは脂肪質のところと当然重点が置かれなければならないと思いますが、改めてこ

こに無償給与の脱脂粉乳も相当大量に

入ってくるわけですが、今後給食の点において蛋白、脂肪というところに重点を置こうとするのか、また従来までのように児童一人当りの負担というものを重点として計画をされていこうとするのか、新たに再出発をしようとするときに当りまして、こころの基本的な考え方というものを大臣からお承けりしておきたいと思います。

○國務大臣(松村謙三君) これは金／＼

澱粉、蛋白、脂肪の調和を適正にすることが食生活の第一であると思ひます。蛋白質までも米によつて補うとして、従來の農村地方の習慣等を打破いたしましたして、三者の調整を適正に促す、こういうことを目指してやつてやるのでございます。

○高田なほ子君　そういたしますと、

從來まで大体その他の副食物として円五十銭という単価の平均が見られておりますが、現在の消費物価からみても八円五十銭という単価であつたのでは麴粉、蛋白質、脂肪、調和のれた食糧を円滑に補給するといふことは相当各学校においても困難なよう声を聞きます。そういったことも考へ児童給食費の値上りといふことも考えなければなりません。給食費の

担とそれから講和した榮徳の吸取とい

う問題とは相兰才磨した内容を撰んで
おると思いますが、この点について太
臣はどういうふうに調和をはかつてい
こうとなさるのか、私が特に伺いたい
のは、国としての補助を将来増してい
かなければその理想は達せられないと思
うのですが、この点についての大臣の
見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松村謙三君) 今度の新河

もしもそのときの経済状態において適当な調和を得た給食がそれで不十分な場合につきましては、これはやはり国の助成を考えざるを得ない、こういうふううに心得ております。

○高田なほ子君　もう一つお伺いして

おきますが、余剰農産物無償給与ということで、最近無償ということが大きくうたわれておりますが、予算委員会等の御説明の中にかくみ取られますことは、アメリカの岸から離れて日本へ持つて来るまでの運賃は、これは全運賃日本側が負担をするということを聞いておるわけですが、学童に対する無償給与の分の運賃、その運賃は一体どこ

から出すのか、その趣賃の費用はど

くびいたのか、倉敷米にどのくらい組んであるのか、つまり無償という点にして、実際に日本側が負担する費用の大きさを数字をあげて御説明を願いたいと思う。

○説明員(岩倉武嗣君) 先ほどの御

問とも間違いたしましたすいたします
でお答えいたします。ミルクの場合
申し上げますが、通常輸入の一万ト
につきましては、トン当り三万五千
百十四円五十七銭、これはことしの
月に実際買入れました経歴上の数

でございすの。その後、全の要重

から贈与を受けます予定の七千六百五
 トンにつきましては、向うの港以後の
 海上運賃その他の諸掛りを予定いたし
 ますと、大体トン当り一万九千九百八
 十四円十三銭、こういう試算が出てお
 ります。国内産につきましてはポンド
 でいきますと七十五円を予定して予算

か組まねておられますが、これに文

十円になります。ポンド六十円のもの
をトン当りに換算いたしますと十三万
二千円という形になりますので、二千
トンの国内産については十三万二千
円、この三者をアールして出しますと
全体の平均単価が出て参るわけであり
ます。そこで先ほど局長のお話にござ
いましたように、一部を府県渡して無

償にしようとしたしますと、この分

ついでに食糧が加わりますから、この
ブル計算上その数字を控除して考
える必要が起つて参ります。単純なブル
計算でなく、二本建のブル計算
なつて参ります。

○高田なほ子君 たいまの説明で

準備を出されたのですが、すでに日に
に受け入れる総トン数がわかつてい
わけですから、全体の運賃、倉敷料
そういったようなものの数字を後刻
けつこうでございますから、数字を
けて私どもに資料としていただき
い、これを要望いたします。

次に直接に法律の問題で二、三点

伺いしたいと思います。この給食会の第四条に「給食会は、主たる事務を東京都に置く。」ことになってお

ますが、この主たる事務所というからには、主でない事務所も当然に考えておられるように思いますが、これはどういうふうになっておりますか。この間の説明をしていただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 第四条の事務所の関係でございますが、主たる事務所を東京都に置く、必要な地に從たる事務所を置くことができると第二項で規定しておりますが、さしあたってこれは三年度從たる事務所を設けるということはいたしておりません。將來の仕事の状況を見まして、あるいはたとえれば関西の地に設けるといふようなことが必要になってくれば、そういう所に設ける。將來たとえばもつと機構が中央地方を通じて一貫した強力な組織が必要になるということでありますれば、各府県に設けるというようないことも想像されるわけでございまして、本年度は從たる事務所を設けるといふことにいたしておりませんので、その予算は計上いたしておらないのでございます。

○高田なほ子君 次にお伺いしたいことは第五条の八項であります。この「会計に関する事項」という一項がございまして、この会計に関する事項の中で最も重要な問題は、こうした給食会というものの運営がときによつて不幸な運営に陥りました場合には相当遺憾な問題が出る危険性を私どもは過去のいろいろな問題から想像せざるを得ない。そこでこの会計に関する事項の中に監査という問題が含まれておるのはないかと思ひますが、この点についてはどういふふうになっておりますか、説明していただきたい。

○政府委員(小林行雄君) これは定款

で規定する事項を第五条に入れたのでございまして、従つて普通特殊法人の会計に関する事項といたしましては、これは御承知のように監事が会計監査をするということが主になるわけでございまして、もちろんこうした特殊法人で相当大量な物資を扱うということとございまして、会計の監査に関する事項は嚴重に規定をし、またこの実施も嚴重にいたしたいと思ひます。なおこれは文部省が監督官庁でございまして、会計につきましては、給食会の監督いたしますけれども、補助の關係がございまして、会計検査院の検査も當然受けることになるわけでございまして。

○高田なほ子君 次に第二章の「役員及び職員」の問題であります。第九條に役員の数字を具体的にあげておられますが、從來から文部省内には日本学童給食会といったようなものがございまして、その役員がそのまゝここに肩がわりするような予定で書いておられるのですか。從來までの役員がこの新しくできる給食会と関連をもつてくるのか、この点について人事の面ですが、お話を願ひたい。

○政府委員(小林行雄君) 給食会の役員の人事は、これは文部大臣の御方針で定めることであるので、私からお答えするのはいかゞどうか、ちよつと疑問がございまして、現在財団法人でやっております給食会の仕事は、今回の新法人になりますために中断されるというふうなことになる、全国の給食の実施の面に影響するところもあると思ひますので、ことに役員以外の職員については大部分は移行するの

ではなからうかと事務的に想像いたしております。また理事のうちあるいは何人かは残るものがあり得るものと考えますが、すべてが移行するとは考えられておりません。

○高田なほ子君 大臣に希望意見として述べたいのですが、財団法人学校給食会の問題については、私ももととして数年前若干遺憾な点があつたように記憶しておるわけであります。こういう非常に大切な仕事をする方々でありまして、それから、そつくりそのまま財団法人給食会を新しい法案によつて人事をそのまま移していくというやり方は、私ももととしてはやはり相当重視しなければならぬ問題ではないか、事教育に関する問題でありますから、私も過般給食の汚職問題について途中までメスを入れましたが、学童に及ぼす影響の甚大であることを考えまして、私はこのメスを引き下げたのです。そういうような点もございまして、かなり人事の問題については嚴重な、あるいはまた清純なお気持ちでこれを行つていただかなければならないという私どもは希望を持っておるわけであります。この点は大臣の御意見を承わらずに、こちらの希望として大臣に申し上げておきます。

その次の質問は、第十一条の「役員の任命及び任期」の問題であります。第十条の役員は、これは「必要なる学識経験を有する者のうちから」という一項がございまして、ここに言う必要なる学識経験というものは具体的にどういふ資格を持っておるものか。特に学童給食でありますから、必要な学識経験を具体的な条件あるいは資格、そういうものについてここではっきりと示して

もらいたいと思う。これは大臣に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食の事業を達成するために学校給食会がございまして、必要なる学識経験を有する者のうちから、必要なる学識経験を有するものは、当然教育一般並びに学校給食の実施の状況にあるいは給食の業務が適正に行われるのに必要な学識経験ということであると思つております。

○高田なほ子君 大へん抽象的な御答弁で、私は非常に不満であります。先ほどからだんだんとお話し合いがございまして、現在の学童給食は農林省あるいは厚生省という三つの連繫の上に万全を期すという御答弁があつたわけでありますから、当然この三省の連絡を加味した人材がここに据えられることが当然だと思ひます。特にこの学童給食の現在までの状態を見るとき、この学校でも母の会、あるいはPTAのお母さん、それから婦人教師、それから炊事婦、多くの婦人が下積みになりながら真摯な努力を重ねておられますが、実際にこういう問題を運営する場面にゆくと全部男の方ばかりで占められておることは、やはり相当考えなければならぬことで、厚生省、農林省、文部省三省十分に考えられて、ここに的確な経験者、なかなかすぐ男性によつてのみこれを牛耳らないで、女性の特にそういう面においても立派な経験を持つておる方もたくさんあるわけでありまして、大臣が任命の場合にそういう強い意見もあつたということ念頭に置いて進めていただきたい、これは希望意見として申し上げます。それから、次にお伺いしたいことで、第十二条の問題であります。代

表権制限の問題、これは「給食会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、」云々とありますが、この表現は非常に抽象的であつて、法文を見ただけでは私どもには内容が十分はつきりいたしません。従つてこの内容を事務局から詳細に御説明を願ひたい。

○説明員(岩倉武嗣君) 第十二条は大體この法律の規定をいたしましては、例文的なものでございまして、具体的に給食会が仕事をいたします場合に、理事長なり理事が代表権を持ち業務を遂行して参るわけであります。そこで理事長なり理事が給食会との間に於いて利害が反するような立場に立つ場合に、具体的に申し上げますと個人の場合とか、あるいは会社の場合に清算の問題についても起ると思ひますが、そういったいろいろの場合が予想されますが、そういう場合には代表権を有しないことにいたしますと正確な業務の遂行ができない、こういうことからきたものと考えております。

○高田なほ子君 次に第二十条の問題にありますが、この第二十条の「学校給食用物資の運搬価格」の問題、これは非常に重要な一項だと思ひます。この第二十条は営利の目的の介入をここに排除するための第二十条であると私は解釈いたします。しかし、人間でありますからこういうような問題が起らないとは限らない。営利の目的が仮に泥濘しが済んだあとに介入したということがわかつた場合にこれを何らかの方法で除外したり、もつときつづき言えば罰則規定くらいは設けていいじゃないかという意見を持っておりますが、この点について第二十条の説明と私の

質問に答えていただきたい。

○政府委員(小林行雄君) この学校給食用物資の売渡し価格につきましては、これは文部大臣が認可をすることになっておりまして、従って単に学校給食会だけでこれをきめることができないようになっております。認可いたします場合には詳細の数字を当りまして、文部省としては当然そういった営利の目的が入っているか入っていないかということについて検討できると考えております。またこの売渡し価格の認可につきましては農林大臣とも話し合いますことになっておりますので、一そう厳重に審査ができると思っております。

○高田なほ子君 そうすると、第二十条は単なる注意規定ということになると思いますが、それは注意規定という性格以外の何ものでもないと思います。が、この判断についてはどこでどういう措置が講じられますか、説明して下さい。

○政府委員(小林行雄君) もしそういった営利の目的が入ったという事になりますれば、文部省もこれは監督官庁として責任を負うことになりまして、その給食会の役員も第二十九条で文部大臣がこれを解任することの理由の一つになると思っております。

○高田なほ子君 そうすると、この場合は二十九条の解任というところに二十条違反の者はあてはまるということになって来ると思いますが、これはその通りでよろしゅうございますか、そうでございますか。

○政府委員(小林行雄君) さようでございます。

○高田なほ子君 以上で質問を終ります。

ます。

○委員長(世森順造君) 先ほども申しましたように、本案につきましては六月二十一日、二十三日の両日にわたって、また本日午前から政府に對してに相当な質疑を行なっております。從いにしまして御質疑のある方はなるべく要點に觸れ、御答弁も簡潔にお願いいたします。重複を避けていただくように特に希望を申し上げます。

○矢嶋三義君 本法案が委員会にかかり、今までの審議の経過は委員長の申された通りであります。従って私が伺うことは、かつて出た問題であります。が、このことは、余剰農産物の問題と関連して本法案審議の過程に給食の問題が論ぜられたことは御承知の通り、今も論ぜられました。そこで私は大臣にこの点について一点伺いたいことがあるのですが、昭和三十年アメリカ会計年度において余剰農産物を受け入れるつもりでございまして、いかがでございましてか、御答弁願います。

○國務大臣(松村謙三君) まだ向うへは具體的の交渉はいたしておりませんが、明年度のことにつきまして、この間から政府としていろいろ相談をいたしてあります。原則的には明年も継続して受け入れをしよう、こういうふうな話し合いをいたしているわけでございます。

○矢嶋三義君 余剰農産物の問題は学校給食との関連があるので問題が出て来るわけですが、余剰農産物に関する承認案件が本国会にかかった当時においては、その当時とは今から約一カ月前でございまして、その当時本委員会において松村文部大臣はアメリカの余剰農産物の受け入れは昭和二十九年米

会計年度だけであつて、明年以降はそういうことは考えていないということ。を本委員会でも答弁されておりますが、ただいまの文部大臣の答弁は著しい相違を来たしていると思ひますが、いかがでございまして。

○國務大臣(松村謙三君) その点については今お話のような御答弁は私していません。思ひます。

○矢嶋三義君 やつています。

○國務大臣(松村謙三君) 私一年度限りと申ししたのは、今度の条約が一年度限りのものでございまして、文部省としても計画は一年度限りとして計画を立てている、こういうふうにして上げたのでございまして、将来のこととはまた一年々々の計画で進んでいく、こういう意味合いでございまして、アメリカの余剰農産物の何は明年度といひますか、明後年度まで三カ年くらいはやるというところでございまして、明年度につきましても、やはり、明年度は明年度だけの話し合いとなつておりまして、二カ年ないし三カ年の継続のものとしてなつておるわけではございませんから、そういう趣旨において、ことしはことし限りとしたわけでございます。明年度のことについては、受け入れをしないとかするとかいうことは、私その当時申していません。でございまして。

○矢嶋三義君 これは文部大臣、重大な御発言でございまして。それは私は神経を針のごとくして私は注意しておつた問題です。当時私は、大体、余剰農産物は三カ年程度くらい連続して日本に贈られるようであり、日本政府もそれを期待しているというのを私は感じて何つたところが、文部大臣は、

本年限りで、明年、三年なんとも考えていないし、今後も考えていない。そのあとで農林政務次官が来た場合に、若干農林政務次官の発言がずれて、それを追及しましたところが、農林政務次官の方が退いたわけですね。その当時からこの余剰農産物に對する答弁が高橋長官と松村文部大臣の食い違いというものは、私は非常に重大関心をもつておつたわけですね。従つて、私は本日冒頭にそれを伺いましたところが、ただいまの大体高橋閣務大臣の答弁と同じ内容の答弁になつてきておるわけで、この点は速記録を見るまでもなく、私の記憶がきつめて明らかです。それは報道陣の諸君がもしおるならば、その当時の委員会に出席された報道陣もつぶさに承知しているところであつて、私はこの点非常に遺憾に思ひます。

時間が到約されておりますから、それに対する答弁をいたさず同時に、重ねてそれに関連してもう一点伺ひますが、その当時文部大臣の答弁の重点は、ことに千五百万ドルの棉花を含むところの無償の贈与分について、大臣としてはそういう形でなくて、国費で別個の形で困難児を救済したいということをお述べられたわけでございます。が、そこで私が伺ひたいのは、近く河野農林大臣は渡米いたします。伝えられるところによりますと、増加分を除いて六千五百万ドルの余剰農産物の交渉に河野農林大臣は行くのだと、それを一応渡米目標にしている、この六千五百万ドルというのを、贈与分を除いてあるのですが、私はここで伺ひたい点は、松村文部大臣はこの贈与分を除いてあるのですが、

昭和二十九年米会計年度に受けた千五百万ドルの無償供与、これに、その数字はどう動きまするか、ともかくこれに類似した無償贈与を受けるように交渉するように河野農林大臣はその使命を帯びて渡米されるのでございまして、それとも無償でない分だけを話し合つて、無償供与というものはこちらからは三十会計年度以後は交渉しないと、こういう建前でおられるのですか、その点伺つておきます。

○國務大臣(松村謙三君) 私の申し上げた答弁は、速記録を御覧下さい。ならばおわかり下さると思ひます。もしもあなたが仰せらるるようなふうに出ておりましたならば、それは私の間違ひでございまして、適当に皆さんにお取り消しのことは陳謝いたしますが、私は速記録にはそのようなことにはなつていない。私はそういうふうにはお答えいたしていません。初めからそういうつもりでありましたから、言葉は間違ひはないと思ひます。いすれ速記録を調べまして申し上げます。そのすぐあとに予算委員会等において、高橋君との食い違いを指摘されまして、そのときに、そういう趣旨において私は答弁をいたしておるわけでございまして、当初から私の考えはそう違つていないと思つております。

それから河野農林大臣が向うへ参りまして折衝につきましては、この学校の問題につきましては何ら打ち合せをいたしてありません。これは経管を通じて、外務省を通じて交渉が行わるものと存するのでございまして、別に今その方面、わざわざアメリカへ行つて交渉しようというところは、それは下話し、どうするのだということに對する

話はこれはいたすかも知れませんが、別にそれを河野君の使命の一つにお願い申しておるわけではございません。

○矢嶋三義君 だいたいの大臣の答弁の前提について、私は繰り返してみせんが、速記録を調べれば私は明確だと思ふのです。

後段の答弁は、私の質問のポイントをはずしてあります。明確でございませう。従つて重ねてお答え願ひたい。という事は、今まで私が少くとも受けた印象は、文部大臣は児童用の無償供与は引続いて来年、再来年と受ける意思があまりないような印象を与える御発言をすつとなさつてこられておるわけですね。そこで私伺ひたい点は、河野農林大臣は、この余剰農産物の件について、交渉使命として渡米されるわけでは、交際使命として渡米されるわけでは、児童用に対する余剰農産物の件については、無償贈与の分です、その点については、昭和二十九年度と同等のような成果をもって河野農林大臣が帰つてくるように希望されているのでございませうか。それとも無償供与の分は非常に消極的な態度をとられようとしておられるのでございませうか。これは国内で協議する必要もないし、河野農林大臣とも話し合ふ必要もないし、先般来この法律案件を審議するに当りまして、再三再四あらゆる角度から検討されて、すでに文部大臣としても確たる個人見解をもつておられる次第でございませうから、御所信を承つておきませう。

○国務大臣(松村謙三君) それは先刻申し上げました通りに、高崎経審長官とその点をいろいろ検討をいたし、協議をいたしました。でき得るならばある程度の価格を余剰農産物の買い入れとあわせて考慮をして、それだけ値を下げた有償で買入れたならば一等よろしいというのを考えておりますが、それが向うのその話は、余剰農産物を売る掛と、そういう贈与の掛とは違ふようでありまして、果してそういう話が出ているかどうかはわかりません。それでありますから、原則的に申しますならば、去年通りに受け入れをする、こういう大まかなところでこれから向うと話し合ひを始めてもらう、こういうことになつたような次第でございませう。

○高田なほ子君 ちよつと関連質問。それは重大です。方針が食い違つていゝ。矢嶋さんいゝですか。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さい。あのね、大臣、私は短時間にこの点に関する質問を全部終りたいと思ひますから、私としては続いて追及しません、私が私明確に伺つておきたいことは、この問題について大臣の御所見というものは、方針というものは、速記録を見れば明確と思ひますが、私の記憶に関する限り、相当の變り方をしているという点は、私はどういふわけですか。大臣の方針だけわかりましたから、私としてはそれだけにして次の質問に移りたいと思ひますが、高田さんが関連質問を要求されておりますから、委員長からしかるべくおとりはか

○高田なほ子君 だいたいの問題はかなり重要な問題ではないかと思ひます。大臣は当初これを無償で受け入れるというについては御納得の意を

表され、また当委員会であつたと思ひますが、外務省の見解としては、一九四九年の農業法の四百六十六条には、アメリカの政府は国内における慈善団体に對して余剰農産物を外國の貧困者を援助するためにこの慈善団体を通過して行いたいという事項がある、その事項に基いて外務省の見解としては、場合によつては日本の救済機關を通じて協定を結ぶ必要がある、けれども現在はそのような措置が講じられないから、暫定措置として八千五百万ドルの有償の受け入れと付随してこの協定を結んだという説明があつたわけですね。ところが今の大臣のお話によると、有料にして受け入れていきたいということになる、とすれば、余剰農産物に関するこの協定の中の八千五百万ドルというものを、来年度は児童の給食分も含めて一般に拡大していくという方針に變つてくるように思ひますが、これは大臣の当初のお考え方と非常に違つてくると思ひますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(松村謙三君) 別に拡大するとは私も考へておりませんが、それはどういふことですか。

○高田なほ子君 この協定の中には児童の福祉拡大のために無償でアメリカから入るといふ、これは何と申しましたか、有償で受け入れるのに対しては付属したような形になつて協定が結ばれておるわけですね。

○国務大臣(松村謙三君) さうです。

○高田なほ子君 それについて荒木委員も御質問をして、児童に無償で、ただ外國から物をもらうということについて

は若干異議がある、こういうふうな発言をされました。それに対して大臣は私としてはさうな單に無償でもらうという考へ方はしておらない、こ

ういふお話をした、そこで外務省の見解としてそのときに言つたことは、アメリカの救済機關から日本の救済機關に對して、アメリカの一九四九年の農業法に基いて救済物資として受け入れる、そういう協定を結ぶ用意があるのだ、こゝういふふうに外務省は答弁して

入れようという外務省の見解、ところが今の大臣の見解は、救済物資としてではなくて、將來有料として受け入れるといふことになれば、当然この八千五百万ドルの今度の協定の内容を拡大していくといふふうな受けとられたことを私は言ひたい。

○国務大臣(松村謙三君) それはひつぎより有料ということになります。それ、その額は去年の有料のものと無料のものと合した額になります。そして、かしな

がらその需要は、入つた総量は同じになることになりませうから、別に變つたことはいふと考へます。

○矢嶋三義君 私ちよつと時間を急いでおりますので、あと納得できませんところはまたあらためてやつていただくことにして、ごく簡単に他の案件について伺ひたいと思ひます。

この日本学校給食会法案を審議するに當つて、所管課からは非常に資料をりっぱにそろえていたで、先般審議するときには非常に都合があつたのですが、その当時から私氣づいておつたことは、財団法人が法人にかわるわけですが、予算面を見ますと、非常に人件費が特にふくれています、それ

はどういう理由でございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 現在の財団法人の給食会は御承知かと思ひますが、文部省の管理局長が理事長をやつておる、それからこの理事の中には文部省の学校給食課長がおり、監事の中には文部省の會計課長がおり、いろいろな工合に、兼職の者が非常に多いのでございませうが、これらは業務の性質上よろしくございませうので、すべてこゝういふものは今後兼職ということではなくして、それ専任の理事長なり理事なり監事がおかれる、従つて役員はある程度ふえて参ります關係上、

役員の給与の關係が相當にふえるのでございませう。

○矢嶋三義君 私の予想した答弁でございませう。この組織がえは趣旨としてけつこうで、その適當なる役員の特任、それから法の運用という点に期待しなければならぬと思ひますが、そこで第十三条、この点だけ伺つておきま

すが、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。それは今の予算面から人件費の膨張の裏書きになると思ふのです。ただし、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。従つて「文部大臣がこれらの役員として」云々から「許可した場合は、この限りでない」と、この条項の運用というものは、これは

よほど厳密でなければならぬし、私は注目に値すべきものだと思つてゐるのですが、この一条の解釈並びに法が成立した後の運用について大臣はどういふふうにお考へになつておりますか、伺つておきませう。

○国務大臣(松村謙三君) これは絶対

にとめておくわけにはゆきませんから、この附則をつけてありますけれども、今度は、こればかりではありませんが、文部省の外部団体につきましても、利害の關係を含む団体における兼任ということとは、兼職は一切もうやめることにいたしました。そして今までやっておった人は引いてもらうことにいたしましたのでございます。嚴重にこれは、絶対に必要がある場合は別として、嚴重に交渉したいと考えております。

○矢嶋三義君 ただいまの大臣の所見には賛成でございます。法の成立の後においては、その精神にのっとりて運用してもらいたいし、また私も審議した一人として十分の監視をするものであると申し述べておきます。

次に学校給食実施状況という資料をかつて出されましたが、この資料を見ますと、この学校給食の実施についての百分率が、都道府県においてそのアンバランスがあまりにもはなはだしいのに驚く次第でございますが、これはいかなる理由に基づくものか、その原因とおぼしきおもなる一、二点をあげていただきます。また文部当局としては、このアンバランスの是正というものを、学校給食の教育的価値という立場から、私は何らかの具体的努力方法というものを考案されていると思ひますが、その御所見を伺います。と申しますことは、そこにあなた方資料をお持ちと思いますが、たとえば百分率で、いいのは八・七％とあります。ごくひどいところになりますという、百分率が一・四％というような比率になつてゐるわけでありまして、これは各都道府県のその地勢、産業人口その他

いろいろ相違がありますから、若干の相違の出で来ることは当然かとも思ひますけれども、これほど大きいアンバランスを見せつけられますという、学校給食というものの教育的効果と、それから日本国民の食生活の改善というような立場から学校給食は取り上げられてゐることを考えるときに、非常に私は納得しかねる点がありますので伺つてゐるわけでございまして、お答え願ひたいと思ひます。

○説明員(岩倉武嗣君) お答えいたします。確かに全国を通じてはなほだしい地方差がございますことは、まことに残念に存じております。そこでお話のように、学校給食法もできまして、従来のような全く任意の状態にあつたのと違ひますので、今後この普及充実の具体化につきましては、十分考慮をして行く必要があると考えております。そこで学校給食法案の中にもそういう面も考慮いたしまして、後援会とかあるいはその他の事業を営むことにいたしておりますし、また文部省としまして、各府県の担当課長會議、あるいはまたブロックごとの会合等においても、全国なるべくくまなく普及いたすように指導をいたしておるわけでございます。最近におきましては、宮崎県にいたしまして、あるいは青森県その他の数県にいたしまして、非常な熱意をもつて県のほうでも指導をされておりますので、おそらくここ数年の間にはこうしたひどいアンバランスはなくなつて、参るだらう、またぜひともそうしたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 まあ通り一べんの答弁で、私の期待に沿うものでありません

が、この点については特に所管局、所管課においてさらに原因を探究し、解決するための具体案を考究し、善処されることを要望して、最後の質問にはいたします。

私はこの給食問題が起つた場合、こういう法律案を審議して通すことも大事であるが、その前に、給食問題が出た以上は、私は昨年来本委員会に問題になりましたこのデフレ経済の結果として、その日その日の食事に困り登校もできなくなつてゐる、あらゆる産業にありましようが、特に中小炭鉱の措置をいかにするかという点を究明したいと思つて、委員長さんにも数度におたつてお願いしたわけですが、法律案その他の審議の關係上本日までその機会がなかつたわけですが、と申すことは、昨年来これが前内閣時代問題になつて、六月分までは無償のものが配給されてゐたわけですが、六月末で切れる。七月以後というのが問題になつてゐたわけですが、これは個人的にも意見を出して、あなた方に要望もして、七月以後に引き続きある程度の手配をされたわけでありまして、私はここで伺つておきたい点は、七月以後にいかうな手配をされ、今後これをどの程度継続されて行くかといふことかということなんです、このことは私はきわめて緊急であり、重大だと思つてゐます。今の前に学校に行けない、それから健康を害する、家庭を破壊する、それから社会問題が起る、こういう当面の問題こそまず先に私は解決せなければならぬ問題だと思つてゐます。

あと二、三分私が発言することを許されるならば、実は長崎県の教育委員会の委員長から送付して来たものを見

たわけですが、おそらく大臣も見られたと思ひますが、ある家庭では、子供の日記に、子供ができたのを父さんがこんなときに子供が生まれてと嘆いたのを子供が聞いた作文があつたり、それから兄弟何人かあるうち、いなかの親戚に預けなければ食べて行けないからと言つと、小さい子供が、お母ちゃんから離れたくない、いなかのおじちゃんがいづつ迎えに来るかというので戦々ききょうきょうとしてゐるその兄弟の状態を、わずか小学校の四年生あるいは六年生が、もう胸を打つような作文を書いてあるんですね。私はこの点は文部大臣にも伺いたいのですが、石炭鉱業合理化法案というのが本日参議院をおそらく通過、可決成立するでしょう。そうしますと、これに伴つての……

○委員長(笹森順造君) たいへん発言中失礼ですが、本會議で緊急質問があるそうでございますので、連絡が来しましたから……

○矢嶋三義君 今終ります。この法案が通つた後に、その深刻度というものはさらに増すわけです。この問題は重大であり、かつ緊急なんです。そこで大臣が今退席される前に一分でよろしうでございますから、いかに部下を奮勵し、そうして適時的確なる処置をされようとする御所信を持つておられたいという点を大臣から承わり、なお所管局長並びに課長から、先ほども申し上げました角度から御答弁いただきましたと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) 実はその点については、私も悲愴なことは存じておりまして、非常に苦心をいたしておるようなわけでございます。先刻も申し上げました通りに、今労働省、厚生省とうち合せをしてその措置に誤まりのないようやつておるつもりでございますから、さよう御了承を願ひます。

○政府委員(小林行雄君) ただいま大臣の答弁で尽きておると思いますが、事務といたしまして、それはたゞいま矢嶋先生のおっしゃいましたように、夏休みの始まります前の七月までは無償配給を行なつたのでございまして、九月以降のことにつきまして、これは余剰農産物がいつはいつて来るかという点にも関連いたしますが、その状況によつて、九月以降まだはいつて来なければ無償ミルクの配給を学校給食会を通じてやるといふことにいたしましたと思つております。なお実際には炭鉱地帯で学校給食をやつていない学校が実は相当あるのでございまして、昨年来文部省としましてはできるだけ炭鉱地帯の学校に給食をやらせるように府県を通じて指導して来ておるのでございまして、思つたほどの成績が実は上つておらないのでございまして、その点は非常に残念でございますので、本年度の施設設備の配分の際にもこの点に特に力を入れて努力したいと思つております。

なお、九月以降のことにつきまして、もしその九月新学期開始に余剰農産物がはいつて来ておらなければ、七月以前と同様に無償ミルクを續けて行きたい、こういうふうにご考へております。

○矢嶋三義君 労働行政のさらに文教行政のエキスパートの政務次官がお見えになつたから、一点だけ伺ひしておきます。

今私が伺つてゐるのは、あらゆる産

業もそうですが、特にデフレの強急激に押しよせて来たしかも経済的に弾力性のない中小炭鉱の学童の給食問題、今夏休みですが、九月以後いかにこれを処理されるかという点を伺っているのですが、ことに本日おそれるものが可決成立するでございましょう。その結果が大手筋の炭鉱はともかくとして、中小炭鉱には相当の救済策は考へておるにしても、相当の影響は必ずやはりましたという事は、労働省に長くおられた次官としては私は予見されていると思うのです。そこで新たに廃坑休坑する炭山が繰出した場合に、生徒、児童の欠食、長期欠席、ひいては不良化、社会悪の温床になるという事を連想するときには、りつ然たるものがあると思うのですが、しかし私は、こういう問題は火のついた、緊急な国政問題だと考へております。従つて、政務次官として、九月以後これらの事態に対していかうな手を打たれるべく今から準備をされておられるか、またされようとしておるか、その御所見を私はこの際承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 炭鉱の不況に伴ういろいろな社会問題の一環として、学校に通つてゐる学童に対する教育扶助その他国家的な援助の問題についてどういふふうに考へるかというお尋ねでございしますが、この問題は、相当幅の広い、しかも底の深い問題だと思ひます。経済界の不況に見舞われた場合に、そのあふりを食つて、子供の教育に非常な経済的な困難が伴つてくるといふ場合は、いろいろの場合がございます。先年来造船界の不況その他い

ろいろの不況が襲つて参りました、そのつどこういう問題は、程度の違いはあれ大問題だと考へます。こうした点では、この問題は炭鉱だけに限らず、ほかの産業にも大問題であるといふことが一つございします。それからもう一つは、時期的に考へて、この不況が襲つて参りました場合に、給食といったような場面、そういうつても支えられない問題であるかどうかといふことになれば、これは非常に給食という問題で、この不況対策を支えるというのには非常にこの対策としては弱く対策だと私考へます。こう考へてみますと、ほかの産業との関連並びにこの時期的な問題などを考へますと、給食といふこととてりあへずの措置をするといふことは暫定的な対策であらうと考へます。私もこの点にしましては、そういう観点から、炭鉱問題につきましては、もつと幅の広い、各省の行政で協力して対策を立てていかなければならぬ問題であらうと思ひますが、今度幸ひ石炭の企業合理化の法案も成立いたすのでございしますし、これによつて廃坑になる炭鉱に對しては、それぞれの措置も講ぜられることであらうと思ひます。その措置が講ぜられる過程において、いろいろ犠牲者も出てくると思ひますが、さうな場合には、従来応急的にとつて参りましたような学校給食の対策、すなわちミルクの無償配給というふうな問題は、問題全体の解決としては、さう有力な手段ではないと思ひますが、本格的な措置が講ぜられるまで、私どもとしては従来の方針を續けて参りました、かように考へております。

○矢嶋三義君 ただいまの政務次官の御見解は、主として一般論に重点がお

かれて所見の開陳をされたようです。その一般論としては、私は全く同感でございします。しかしその政務次官の御言葉の中にありました、抜本的解決でないが、一つの応急、暫定的な措置として参つてゐるものが、その根本的な言葉を使われましたが、その根本的なでない、暫定的な、応急のその措置が、非常に大事な段階にあるわけですから、総合的な、抜本的な解決策を講ずると同時に、当面火のついてゐる問題に適時的確に暫定的な措置でも手を打たれるように努力をされるべきものだと思います。その点は今の答弁の中にはお認めになつての御答弁だと思ひますが、さう了承してよろしうございしますか。

○政府委員(寺本廣作君) その通りでございします。

○高橋道男君 余剰農産物の協定第三条に、「日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため」云々という文句があります。その学校児童という言葉をそのまますなにお受け取りしますと、これは日本語も成文になつておりますから、すなにお受け取るべきだと思ひますが、小学校の児童だけで、中学校の生徒は対象にはならぬといふふうな受け取れるのですが、その点はどういうことになつておりますか。

○政府委員(小林行雄君) まあ文部省の考へたといひましては、一応この学校福祉計画の増進といふことでございします。この中学校は日本では義務制でもございします。中学校の生徒も一応計画の数字には入りたいといふことで交渉いたしております。中学校でたとへば学校給食をやつてゐるようなものにはさういふものも多少恩恵にあらずかり得る考へてございします。

○政府委員(小林行雄君) この日本学校給食会がやりますのはこの国の代行機関的なことをやるわけでございますので、この値段の決定についても実費主義で計算するといふようにまあ考へております。いやしくも給食会がその物資のあつせんによつて、給食会が利益を得るといふようなことはこれはいけないのだと考へております。

○高橋道男君 そうすると、確定的に幾らというその具体的な数字があるわけではないので、そのときによつて変動もあるし、また不定なものであるといふふうに見えてよろしいのですか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のようにアメリカから現在では大量にこのミルクを輸入してゐるわけでございますが、このミルクの買入れ値段というものは必ずしも一定してゐるわけではございませんので、最近ではだんだん安くなつて参つておりますが、決定的にある一定の線にとどまつてゐるといふふうには言ひ切れぬものがあると思ひます。従つて値段は幾らであるといふことが確定的になるといふわけのものではないと考へております。

○委員長(笹森順造君) 他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(笹森順造君) ちょっとと速記をとめて。

午後四時十一分速記中止

午後四時三十二分速記開始

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

願います。

○白井勇君 私は本案に賛成いたします。するに当りまして付帯条件を付したいと思ひます。読み上げます。

学校給食を適正確実に運営するためには、本法制定を機に、当委員会かねての要望に即応すべく、特に次の三点につき適正な対策を講ずることが焦眉の急務である。

一、政府は学校給食法制定の趣旨及び目的に適合した運営を行うために、その指導体制を拡充強化するよう、速かに法的並びに予算的措置を講ずること。

二、学校給食に要する経費についての保護者負担は、法令の規定する範囲内に止めると共に、主要保護児童に對しても、政府は速かに適切な措置を講ずること。

三、政府は、学校給食の目的が国民生活の改善に寄与することにも鑑み、農林省はじめ関係各省間の連絡協調を密にし、その運営に遺漏なきを期すること。

以上であります。この趣旨は先ほど質疑応答の關係におきまして述べましたことと同じことではありますが、要するに現在文部当局におかれましては、非常な熱意は持つて学校給食の運営に當つておるわけでありますが、今の実態をみまするといふと現状は必ずしも文部省のお考えのようには運行されてない。特に文部当局としまして力を入れておられますこの法の指導徹底というやうな体制におきまして、文部省初め地方の教育委員会さらにはまた学校当事者におきまして、この法の趣旨に従つて学校給食を運営して行きます指導という点につきま

しての体制が非常に弱いのであります。この拡充整備をするためには法的な改正も要すると思ひますし、さらに予算的措置も必要だと思ふのであります。これが第一点であります。

さらに学校給食に要する経費の負担のことを考えてみまするといふと、法の第六条施行令の第二条によりましてはつきり分担がきまつております。保護者の負担と申しますものは、ほんとうの給食費のみを負担すべきになつておるにもかかわらず、給食に關しまする人件費あるいは施設費にまた給食費を納め得ない主要保護者児童というものの給食費までも一般の児童が負担せざるを得ない、こういうやうな結果になつておりました。まことにこれは由々しき問題と考へております。これが付帯条件の二項であります。

さらに三項といひまして、特にこの学校給食と申しますものは、御承知の通り国民の食生活というものの改善にも今後は非常に重大な役割を果してゆかなければならぬ。従ひましてこの面を進めてゆきます上におきましては、どういたしまして農林省はじめ厚生省その他の關係方面の十分な連絡をとりまして、むしろ一丸となつてその運営に當らなければならぬというところが非常に重要な段階になつておりますので、特に付帯条件を付したいと思ふのであります。要しまするに文部当局が今の学校給食を的確に行ひまするために、今回提案になりました学校給食法案というやうなものを制定することが単に焦眉の急務であるというやうな考え方でこの学校給食というものを運営されるというところは非常に遺憾

であるといふことを考へるのであります。今後この付帯条件に觸れましたやうな事項がむしろ焦眉の急務であるといふことに十分文部当局もお考えの上善処されんことを強く御要望申し上げます。次第であります。

○荒木正三郎君 私はただいま審議されました日本学校給食法に賛成をいたしました。ただ私はこの際申し上げたいと思ふのは、われわれがこの法案に賛成する理由は必ずしも積極的でないわけでありまして、それは現在管理局長が給食法の会長をしてゐる、あるいは給食課長がその管理をしてゐる。指導監督の立場にある人が商取引の行為をやつてゐるという現状は、これは前からも指摘しておりましたが、通常の姿ではない、こういう点は一刻も早く改善しなければならぬといふやうに考へておりました。今回出されました法案によりまして、そういう点を解消して、そうして特殊の法人を作つてその法人をもつて給食の適正な、しかも健全な発展をはかつて行こうということになりましたので現状を改善する、そういう意味において私も賛成をするのでございまして、学校給食について、今日一番の問題は何といつても値段が高いという点にあると思ふので、この法案が成立しましたら、一番の問題であるところの給食の費用が目立つて安くなる、こういうことを期待することはできないと思ふのであります。どうしてもやはりこのためには給食法それ自体を改正をして、もう少し国家でその費用を負担するといふ方向に行かなければ私は国民の要望にこたへることができないのじやないかといふやうに考へてゐるわけでございます。

す。そういう意味においてこの法案を審議するに當つて今後父兄の給食費の負担のために文部省はさらに努力をしてもらいたたいといふことをまず申し上げます。それから、もう一つの問題は、やはりこれは小学校から行なつていくといふことは私も当然であると思ひます。が、将来においてはこれを中学校にまでやはり範囲を拡げていつてもらいたたい。それから特に定時制高等学校の問題、夜間に通つてゐる生徒の諸君の問題、これは中学校が済んでからそちらに移るといふ考へ方ではなしに、やはりこの必要性から考へたならば、私は小学校の必要性和変らない程度に考へてもらいたたい、少くとも中学校にその範囲を拡げる場合にはどうしてもこの定時制の問題を考へてもらいたたいといふことを要望するのでございまして、非常に簡単ですが、以上の二点について意見を述べ、そうしてこの法案に賛成をいたします。

なお、白井委員から御提案になりました付帯決議につきましても、心から賛成をいたす次第であります。

○吉田萬次君 私もこの法案に賛成をいたします。私もこの法案に賛成をいたしますけれども、しかしこれをもつて満足をし、あるいはこれが完全なものだとは考へないのであります。特に、ことに特殊法人になつたといふことは、従来のあり方よりは一步進歩したものと考へます。しかしながら、この給食法案というものは非常にいろいろな方面に關係し、また多種多様なここに問題がからんでおります關係上、その運営に當つては最も注意をしなければならぬと思ひます。この点十分に注意せられまして、そうして完全

な運行のできるやうに私は希望いたします。

なお、この問題につきまして白井委員から付帯決議が出ましたが、これはごもつとものことと存じまして、重ねてこの点も了承いたしまして、そうしてこの案に賛成の意を表する次第であります。

○高橋道男君 私はただいま上程されております日本学校給食法案並びに白井委員の附帯決議の付帯決議に賛成をいたします。

さきに学校給食法が制定されました。それによつて従来から行われておりました学校給食を法定化して国民の食生活の改善の基礎を教育の場においてこれを始めるというやうなことがここに打ち立てられて参りましたことは、まことに喜ぶべきことであつたと思ふのであります。今回その制度をさらに拡充発展せしめる意味をもつて従来の財団法人の給食会を今回の特殊法人に吸収して日本学校給食会ができましたことは、まことにけっこうなことと思ふのであります。質疑の段階なりまた前の討論の方からの御意見もございましたやうに、会の運営は人にあると思ふのであります。その人が従来財団法人においては官職にある方が兼務しておられたといふやうなことは、これは今後は慎しむと、特に文部大臣からの御発言によつて一切官職にある者は傍系の法人などには關係しないといふ強い意思を表明されましたことは、これまたまことにけっこうなことであるわけでありまして、これはひとり私は文部省に關係のあるやうな法人だけに、これをさらに押し広めて、特に文部大臣がただいまの与党に

な運行のできるやうに私は希望いたします。

なお、この問題につきまして白井委員から付帯決議が出ましたが、これはごもつとものことと存じまして、重ねてこの点も了承いたしまして、そうしてこの案に賛成の意を表する次第であります。

○高橋道男君 私はただいま上程されております日本学校給食法案並びに白井委員の附帯決議の付帯決議に賛成をいたします。

さきに学校給食法が制定されました。それによつて従来から行われておりました学校給食を法定化して国民の食生活の改善の基礎を教育の場においてこれを始めるというやうなことがここに打ち立てられて参りましたことは、まことに喜ぶべきことであつたと思ふのであります。今回その制度をさらに拡充発展せしめる意味をもつて従来の財団法人の給食会を今回の特殊法人に吸収して日本学校給食会ができましたことは、まことに喜ぶべきことであつたと思ふのであります。質疑の段階なりまた前の討論の方からの御意見もございましたやうに、会の運営は人にあると思ふのであります。その人が従来財団法人においては官職にある方が兼務しておられたといふやうなことは、これは今後は慎しむと、特に文部大臣からの御発言によつて一切官職にある者は傍系の法人などには關係しないといふ強い意思を表明されましたことは、これまたまことにけっこうなことであるわけでありまして、これはひとり私は文部省に關係のあるやうな法人だけに、これをさらに押し広めて、特に文部大臣がただいまの与党に

おける優位なお立場の上から、ほかの省の關係団体にもそういう方針を及ぼされて、官とそれに付随する機關、あるいはそれに關係ある機關との間の差別をはっきりと立てていかれることをこの際特に要望しておきたいと思つて、さうにやまやまならぬことを私は期待いたしまして、この法案と、それから付帯決議につきましては、白井委員の述べられたと同じ趣旨によりまして賛成をするものでございます。

○川口爲之助君 私も本法案並びに白井委員の付帯決議につきまして全幅の賛意を表するものであります。そこで一つ希望を申し上げておきたいと思つます。それはほかではなく、本法案の使命目的を遂行することによりまして、児童生徒の健康が増進され、そしてまた食生活の改善が促進されるのであります。従いましてわが国の食糧の自給度をこれによって高めることができるものと、酪農振興の上にも大きく好影響を与えられるだろうと思つたのであります。で、学校給食会法のもつ意義は非常に重要なものがあると思つたのであります。ゆえに政府といつたしましては、余剰農産物をやがて打ち切るであらうと思つていますが、その期間内におきまして、できるだけ畜産の振興をはかり、また行政措置その他の方法によりまして、乳業のいわゆる企業合理化、これによりまして、乳製品の価額を低下させ、そうして、できるだけ国内の乳製品をもつて学校給食に充ててもらいたい、こういう希望を付しまして本案に賛成するものであります。

○委員長(笹森順造君) 他に御意見も、

ないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。日本学校給食会法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(笹森順造君) 総員挙手でございまして、よつて本案は全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思つますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

吉田 萬次 雨森 常夫
荒木正三郎 大谷 肇淵
佐藤清一郎 川口爲之助
堀 末治 白井 勇
加賀山之雄 高橋 道男
安部キミ子 高田なほ子
矢嶋 三義 村尾 重雄

井村 徳一

○委員長(笹森順造君) 次に討論中、白井委員より提出された付帯決議案について採決いたします。白井委員提出の付帯決議を付することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(笹森順造君) 全会一致であります。よつて白井委員提出の付帯決議を付することに決定いたしました。ちよつと連記をとめて下さい。

〔連記中止〕

○委員長(笹森順造君) 連記を始めただいまの付帯決議に対して、文部当局の意見を求めます。

○政府委員(寺本廣作君) 付帯決議の御趣旨はいずれもごもつともなことでございまして、政府といたしましては、決議の御趣旨を実現できるように努力したいと思つております。

○委員長(笹森順造君) ちよつと連記をとめて下さい。

〔連記中止〕

○委員長(笹森順造君) それでは連記を始めて下さい。

次に津市橋北中学校生徒遭難事件を議題に供します。まず文部当局よりその後の事件の模様についての報告を聴取することにいたします。

○國務大臣(松村謙三君) その後直接の連絡をとりますし、また人も派して調査をいたし、幸い三重県知事が上京中でございまして、あそこへも報告が参り、こちらの方へたずねて参つて、いろいろの打合せもいたして昨日帰つて参りました。こういうわけで、それらを総合いたしまして初中局長から御報告を申し上げることといたします。

○政府委員(緒方信一君) ただいま大臣からお話のございましたように、三重県の教育委員会、津市の教育委員会に對しまして、ずっと引き続きまして電話連絡をいたして参りますとともに、文部省の事務官を現場に急派いたしまして、状況の把握に努力をいたしております。ただ何しろ当時非常に混乱の状態でございますので、数字等につきましては、なかなか初め確定いたしませんでした。昨日とりあえず私事故の起りましたことを申し上げても、若干数字を申し上げましたけれども、それから非常に数字も変わつておりますので、その点はまずもつて御了承をいただきたいと思つます。

昨日も申し上げましたように、津の橋北中学校であります。これは八月一日から夏休みに入ることになつておりました。その夏休みに入る前に、夏休み中に水の事故が起らんように、その前に水泳の訓練を実施いたしたい、かような計画でございまして、七月十八日から十日間、津の海岸で水泳の訓練をいたしたわけであります。そうして昨日二十八日は最終日であつたのであります。時間も十一時前後というところでございましてけれども、よく調べますと十時半ごろの方が近いのです。で、事故の突発いたしました状況でありますけれども、昨日が訓練の最終日でありまして、泳ぎのテストをやる。どのくらい泳ぎができるようになったかテストをやろうという計画があつたようでありまして、その前に十分間ほど予備運動的に全体を水につからせよう、こういう計画で、十時過ぎに、参加人員は四百一名でございまして、それで男の生徒が二百四名、女の

生徒が百九十七名でございまして、合計四百一名の生徒が当時参加いたしましたわけでございますが、その生徒を二列横隊にいたしまして、一せいに海に入れた。そういたしますと、間もなく女生徒の方が、海に向つて左側におつたようでありまして、一部の人がおぼれ初めた、そこで急に先生が気がつきまして、陸上に引き返すように指示をした、ところがこの海岸は非常に遠浅ではありますけれども、その浅瀬と陸との間に深みがあつて、くぼみができておりました。そこにはまゝに、

生徒が百九十七名でございまして、合計四百一名の生徒が当時参加いたしましたわけでございますが、その生徒を二列横隊にいたしまして、一せいに海に入れた。そういたしますと、間もなく女生徒の方が、海に向つて左側におつたようでありまして、一部の人がおぼれ初めた、そこで急に先生が気がつきまして、陸上に引き返すように指示をした、ところがこの海岸は非常に遠浅ではありますけれども、その浅瀬と陸との間に深みがあつて、くぼみができておりました。そこにはまゝに、

生徒が百九十七名でございまして、合計四百一名の生徒が当時参加いたしましたわけでございますが、その生徒を二列横隊にいたしまして、一せいに海に入れた。そういたしますと、間もなく女生徒の方が、海に向つて左側におつたようでありまして、一部の人がおぼれ初めた、そこで急に先生が気がつきまして、陸上に引き返すように指示をした、ところがこの海岸は非常に遠浅ではありますけれども、その浅瀬と陸との間に深みがあつて、くぼみができておりました。そこにはまゝに、

ないそうでありますが、なお入院手当中でございます。またその四十九名のうちで、一人は自宅で手当をして、これもまあ危険はない、かような状況であります。

そこで原因につきましてはいろいろ調査中でありまして、まだこれから調査を進めなければならぬと思ひます。昨日の午前中に現地の警察局長あるいは警察関係、それからこれは教育委員会も立ち会ひまして、現場の実地調査が行われたのであります。さうにいたしましたいろいろな原因の究明はこれから続けられると存じますけれども、今まで報告等におきまして現われておりますことを総合いたしまして、やはり相当計画の樹立につきましても、あるいは当時の実施状況にかんがみましても、やはり学校側に、あるいは現場の教師の取り扱い方につきましても、相当まあ手落ちがあるのではないかと考へられる点があるものであります。たとえば先ほど申し上げましたように、たくさん生徒を、これは予備運動として入れたのでございまして、一斉に海に入れたといふことも、これはいかかであらうか、あるいはまた、なおその前に申し上げなければならぬかもしれませんが、計画を立てますにつきまして、海底の深淺、くぼみのあるといったような状況が十分に調査されておったかどうか。あるいはまたあそこは丁度現地が川口にあたり、川口の影響で相当潮流もある、さうな点が十分に調べられておったかどうか、という点につきましては、計画の樹立につきまして十分であつたかどうか、ということに疑問があるのであります。

それからそのほかの点につきましては、避難当時の生徒の掌握の状況、あるいは事故の起りまたあとで、その急を告げる連絡等が大へんおくれたやうであります。それらの点につきまして手落ちがなかつたかどうかという点は相当あるやうでございまして、この点は非常に遺憾に存する次第でございます。

なお詳しい状況につきましては、お尋ねがございしますれば申し上げますけれども、とりあえず一通りのその後の状況につきまして申し上げます。

○荒木正三郎君 ちよつと今の報告について質問をいたしますが、今の説明の中になかつたのでありますが、橋北中学校の二十人の教員の諸君が引率をして海水浴をしたといふことですが、そのうちで泳ぎのできる人が何人くらいあつたのか、その点の調査はございませんか。

○政府委員(緒方信一君) これは報告が最近参りましたので今申し上げます。教員中で水泳指導の力があると認められます者が十二名はあつたといふことであります。

○荒木正三郎君 それからもう一つお尋ねしたいのですが、実は私もきのう現地調査したのですが、まあそれでお尋ねをするわけなんです、たしかこれは二十八日のことで、その前日か前々日か、私もはつきり今記憶しておりませんが、津の警察が市の教育委員会に對して、くぼみのあるところを標識で明示するようにしたらどうか、こういう勧告をしたところが、市の方では予算がないのでさういふことはできない、こういうことを言つたといふことが言われておりますが、こういう点は

○政府委員(緒方信一君) この津市の教育委員会では学校が集団水泳を行います場合に、その計画を届け出をさせまして、それを承認をするといふことをやっております。この計画も市の教育委員会に届け出まして承認をいたしたております。その点におきましてはただいまお話のやうなことでござい

はどうかになっておりますか。

○委員(笠森順造君) 本件に關しまして、高田委員より先刻來緊急質問をいたしたいとの発言がございまして、それによつて政府当局の出席を求め、ただいまこちらに文部大臣、大蔵

○荒木正三郎君 またあとで質疑をいたします。

○高田なほ子君 子供たちにとつてもまことに楽しい、また両親たちにとつてもまことにけつこうな夏季訓練の中

いう点を強く巷間指摘し、また私も同感であります。承るるところによれば、四百名の児童の夏季訓練に對して二十名の教職員がこれに當つており、しかもこの二十名の教職員が水泳訓練に對して果して適格な資格を持つておるかどうか、水泳指導者としての資格者であるかどうかといふことはきわめて問題の残る点だと思ひます。教師自身が若干の水泳指導ができたとしても、児童の生命をあずかるためには、教師自身が相当の水泳の指導の訓練を受けたのでなければならぬといふことは、これは當然なことだと思ひます。まして海國日本といわれるこの日本において、全国的にさうした夏季訓練が行われております折から、教育者に對する水泳指導の適格者であるかどうかといふ保証は、きわめて重要な問題でございまして、文部大臣におかれましては、この不幸な事件を通して、教育者に對する水泳指導の適格者であるといふことの保証をどういふふうにつけてゆこうとなさるのか、またこの点をどういふふうにして解消してゆこうとなさるのか、この点についてまず承りたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) それにつきましても詳しいことは局長から申し述べさせていただきますが、私としては、ましては、さういふ不幸なことを今後防遏いたしますには、一面消極的の注意を厳重にすることが必要であるとともに、一面においては積極的な考えを持つたなくてはならないと思ひます。さういふ点、すなわちきわめて慎重な方法を展して、さうして生徒に水に親しみを、さうして安全を得る技術

のようなことを繰り返さないという積極面を持つとともに、非常な慎重な注意を要するということにいたさなくてはならぬと考えまして、昨日も直ちに急いで全国の学校に再び注意を喚起する方法をとるようにならしておいたのでございますが、考え方としてはそのように考えております。

○政府委員(緒方信一君) 水泳の指導の実力をつけましたためには、文部省といたしましてはまあ第一的には各地方の教育委員会が実施することに相なると思いますが、文部省といたしまして、水泳の指導を、講習会を三十年、今年には三回目でございまして、年々計画いたしまして行なっております次第でございます。なおそのほかこの中、高等学校の保健体育学習指導要綱等にも水泳指導実施等につきまして、その実施計画を相当詳しく練りまして、それを各県にあるいは各学校に通牒をしておるような次第でございます。なおまた水泳指導の手引書等も作りまして、地方に配布いたしまして、これによりまして地方におきまして十分に水泳の先生たちが水泳指導の力がつくように努力はいたしております。

○高田なほ子君 御意見はごもっともでございますが、ただ単に一片の通牒あるいは指導要綱でこの問題は到底解決できないと思うのです。この事件が起りまして、各界からの御意見が、どの新聞にも載ったようでありまして、その各界の御意見の中でも、水泳の錬達の方々の御意見を承わると、私どもにはまことにごもっともな御意見を数数拝承することができましたが、教師

自体が単なる通牒や指導要綱という書き物による指導者としての訓練を得ておったのでは、将来ともはなはだ私は危険であると思ふわけでありまして。従って教師自体がみずから水泳指導者としての実地的訓練を受けるような方法が文部当局としては可及的すみやかな問題としてこれは取り上げなければならぬ、このように私は考えるわけでございます。講習を実施されてからまだ三カ年という短時間のように承わっておりますが、どうぞ一つ文部当局におかれましては、こうした水泳指導の的確な指導者を職場において十分に養成することができるよう、予算の面においても、計画の面においても、どうぞこの不幸な事件を契機として、新たな観点から計画を立てて下さることができるよう、特にこの点を希望し、かつこの点に關しての文相の御所見を承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) お話の通り教師のうちに水泳の達者な人がまぎっておるといふことがあれば、こういう場合に非常に役立つことと思ひますが、なかなかさようなわけにも参りませんから、よく研究をいたしまして、教師のうちに水泳の達者な人を練習等をやり、そういう人を養成するように心がけねばならぬと考えております。よく善処いたします。

○荒木正三郎君 閣下して。私は今のこの文部大臣の答弁を聞きまして非常に不満です。率直に申しまして不満です。私はこの事件によつてかくもたくさん犠牲者が出た一つの理由は、この学校の先生に泳ぎを知らない先生が多かった、これが教育委員会からの調査してきましてところでは大体半々で

ある、泳げる者が半分、泳げない者が半分、文部省の報告は十二名が泳げる、こういう報告であります。大して違いはありませんが、泳げない先生が水泳の指導をしている、これは私は間違ひが起る一番の原因だと思ひます。この問題を私は小さく見ることができないと思ふのです。そこで文部省は今の学芸大学の教員の養成において、この水泳の指導をどのようにやつてゆくかというところが、私は文部省として一番反省されなければならぬ問題だと思ふ。その問題について大臣は十分な私は認識を持っておられないのではないかと、このふうに思ふのです。これは大臣にそういうことを要請することは無理かもしれない。しかしこれが師範学校時代は、この教員になる者はおそらく百人のうち百人とも泳ぎのできる、ところまで訓練を受けておつたと思うのです。それが実情だつたと思ふので、学芸大学に昇格し、あるいは教育大学に昇格して大学教育を受けるようになってから、全国で果して幾つかの学校がこれだけの訓練をしておるかという問題、私は単に二十人のうち一人、二人水泳の講習を受けて、しかも非常に達達な人がおつたとしても、この事態は、私は犠牲を少なくすることはできない、現に橋北中学においては、そういう人が一、二名はおつた、しかしそういうことによつて私は解決されな

い、やはり全部の者が、水泳を指導するといふ以上は、全員が水泳ができなければならぬ、私は今の学芸大学の教育の中において、やはりこの水泳指導の点において十分でない、そういう点が盲点になつておるといふことをこの際指摘したいと思ひます。これは大臣

よく考えていただきたい、局長からでもよろしいが、この点は現に、前に、学芸大学は学校としてはこの水泳の訓練は一回もやつておらん、そういうことは私は大学としてはそれでいいのかもしれない、しかし小学校、中学校の教員の養成としてこういうことが全く考えられないといふことでは、私は十分でないと思ふ。この問題についてはいろいろ究明すべき点があります。一番問題はやはり水泳のできない先生が多かつた、しかもこの学校は若い先生が非常に多いのです。その若い先生が泳げない、こういう事態を私は改善しなければならぬと非常に強く感じました。そういう意味において、もし学芸大学でそういうことをやることのできないというならば、これは教育委員会が少くとも全部の教員が泳げるように指導すべきである、その上で水泳の実習を行ふべきであつて、泳げない教員が半数もあつて、そして水泳の指導をする、こういう事態は許されな

い事態です。私も現地を見ましたが、あそこは非常に遠浅です。そして一と二メートルばかり深みがある、その周囲はすべて、一メートル五十センチか二メートルです。もし水泳ができたら、これをほとんど助けることができたのではな

いと思ひます。そう広くもない、こ

○荒木正三郎君 諸方局長の答弁は研究するといふようなことなんですよ。教員が泳げるようにしたい、しかしそれについては研究する。私はそれは非常になまぬるくてどうも私は納得しないんですがね。少くともこの小学校

でも中学校でも水泳をやっておるわけなんです。だから泳げるようにしなければならぬと思う。そういう熱意を持ってもらいたいと思う、私は。

○政府委員(緒方信一君) 研究すると申し上げましたのは、やはりいろいろやり方につきましては十分検討いたしてやらなければならぬと考えるわけでありまして、その養成期間中におきまして、どういう形で、あるいは夏休み等を利用して、いろいろございまして、それをさらに研究すると申し上げたわけでございます。

○高田なほ子君 第二番目にお伺いしたいことは、小学校は申すに及びませんが、今御指摘の、荒木委員の御指摘による学芸大学における教科課程の中における水泳というものが、これにはしかしプール建設という問題が条件としてついているわけです。最近の小学校、中学校にはかなりプールのできているところもございまして。しかし学芸大学そのものに、プールのある大学とか、やはりこれは予算の関係する問題ではございまして、プール建設という問題については相当の三十六名の児童の犠牲に對しても積極面として取り上げる場合には、この問題についても十分な御研究が必要ではないかと考えられます。いきなり海の中に放しに泳ぐ、そのこともけっこうでしょう。しかし海の中に放し得ない場所の子供たちに対して、紫雲丸事件の問題を考へても、子供に對する水泳訓練というものは非常に必要なことだと思ひますが、プール建設についての大臣の御意見は、本問題を契機としてどうう御意見を持っていますか、お

尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) ただいまの学芸大学に關する御質疑でございます。小学校の各科担任教員といひ、また中学校の各科担任教員といひ、とにかく幼小な児童生徒の訓育に當る教員の養成施設であります学芸大学におきましては、あらゆる点において施設を整備いたしたいということを私も痛感いたしております。現状非常に不十分な点が多いのでございまして、特に先ほど來の両委員からのお話、この水泳という問題は、私も同様にしまして常に考えておりますが、また今日それを痛感いたしますので、將來予算化いたします場合におきましては、十分考慮いたしたいと思ひます。ただ土地の状況その他も勘案いたしまして、あるいは近所の水泳場を利用するなりあるいはプールを特設するなり、そういうような点につきまして、十分この学校の状態を考えながら善処いたしたいと思ひます。

○高田なほ子君 大臣の御意見を、プール建設について。

○國務大臣(松村謙三君) 大学局長のたゞいまお答え申した通りに考えております。

○高田なほ子君 來年度の予算編成に際しては、どうぞこの犠牲がむだになりませんように、強力な一歩を踏み出して下さる様に強い希望を付して次の質問に移りたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) 大学局長のたゞいまお答え申した通りに考えております。

育委員公法の第四十九条によりますれば、教育委員会の取り扱うべき事務の内容の中に、はつきりと学校環境の衛生管理、学校その他の教育機関の敷地その他の設定というように當然課外指導等の設営の問題、課外指導における安全保障の問題等については、當然教育委員会の行なわなければならない事務の内容として明記されております。以上のゆゑをもつて、教育委員会は学校側から提出した夏季計画のプランに對して承認を与え、しかも悲劇の起つた中河原海岸を教育委員会側としては當然承して承認を与えておるわけでありまして、学校側は教育委員会のこの承認に基いて行ひ、その行なつた過程における不注意は認められるにしても、当然その承認を与えるべき責任のある教育委員会は、この危機区域というもののに對しては相當の責任をもつて私は承認を与えたと思ひます。以上のゆゑをもつて、こうした事態が起つたときに、教育者だけがこの責を負わなければならないという理由の差見には私は苦しまず、當然教育委員会はこの事件に對して、道義的な責任を持たなければならぬと思ひます。その道義的な責任をどういふふうに表示するかという問題については私は質問いたしません。

しかし常に教育委員会に對して指導助言の責任を持つておられる當面の文部大臣は、こうした道義的な教育委員会の責任追求に對しても、その責を負うべきだと思ひます。これに對する文部大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) 今回のこのできごとにつきましては、明確に責任を明らかにいたして、そうして今後このようなことが起らないように注意を喚起したいと存じまして、三重県

の県教育委員会に對しても特に電報をもつてその旨伝達いたしておきました。また知事にも昨日会いましたから、そういう趣旨に協力するようにお願いを申しておきました。その直接の地方教育委員会の責任につきましては、ただいまのところ、まだ十分の調査はいたしておりませんけれども、責任の所在が明確になりましたならば、もちろんこれに對する措置もいたす考えであるのでございまして。

○高田なほ子君 教育委員会の責任の所在が明確になったならばという御発言であります。これは明確になったならばという過程ではなくて、教育委員会の事務に關する法律がここに明確に記してある。その明確にしてある事務に基いて承認を与えた結果こういうことになったとすれば、これは當然市の教育委員会は責任を負うべきだと思ひます。良心的な教育委員の方々は小さな遠慮にもこの委員の中の一名あるいは二名の者が参加して遠慮をしておられる教育委員会に同民から負託されている事務を完了するために実施していらる教育委員の責任の私は察だと思ひます。それにもかかわらず、承認を与えた場所、こういう問題が起つてくるのに、責任の所在が明確になつたとか、明確にならぬとかいふ問題ではなくて、當然教育委員会に對しては責任を十分に私は文部当局としては追及してほしいと思ひます。いかがでございますか。

○國務大臣(松村謙三君) これは責任は今お話のようにあるとは思ひますけれども、どういふふうの監督をしてど

うしたのか、それらの点がまだ明確でございせんから、こういうようなことが明確になつた後に考えるというところを申し上げたわけでございます。なお主官局長から補足をいたします。

○政府委員(緒方信一君) ただいま大臣から御答弁のありましたことで、私補足することもないのでございまして、ただ高田委員のお話の中に法律を引いてのお話でございまして、その点につきましては一言触れますと、これは教育委員会法に書いてございまして、一般的に学校の設置管理をする権限につきましては、その設置者として教育委員会に権限があるわけでありまして、これはやはり学校の自主性と申すわけでありまして、大体通例といひまして、教育委員会の規則や規程等にも基きまして、こういう点は校長において定める、学校で定めるといふようなことを具体的にきめておる場合も多いのであります。これはやはりその具体的な問題をよく掘り下げて、そのときの状況もよく調査いたしまして、一概には申し上げかねる問題であると存じます。ただ、御指摘の教育委員会がその計画を承認いたしておるという点につきましては、まあどの点まで深く立ち入つてやっておるか、この点につきましても十分調べたいと存じております。

○荒木正三郎君 関連して、私はこの問題ですね、こういう痛ましい事件が起りまして、まことに父兄に對しましても、また犠牲になつた子供に對しましても、哀悼の情にたえないわけですから、従つて、この事件の原因を究明

し、責任の所在を明らかにするということとは、私は必要だと思ふのです。けれども、責任を追及したらそれでいいという性質の問題でないということをも私は考えなければならぬと思う。先ほども私は言いましたが、こういう痛ましい事件が起つたのには、非常に広範な理由が私はあると思うのです。その一つに、学校の先生が泳ぎができなかった、しかも水泳の指導をしなければならぬ、こういう問題もあるわけなんですよ。ですから、私はこの問題については、文部大臣は教育委員会に連絡して、そうして関係者の嚴重な処分をするのだ、これで何か事足りるというふうな私は印象を受けるわけなんです。そういう私は性質の問題でないと思ふ。ここには警備部長も見えておるのをごさいます、何でも警察のほうは過失致死罪というふうな疑いでお調べになつてゐる、これを刑事事件としてお調べになつてゐるというふうなことも私は聞いております。しかし私はお調べになつたということは当然であると思ひますが、そういうことによつてのみこういう問題をふたたび繰り返さないということには私はほつたと思ふ。もっと広範に検討しなければならぬ問題があるというふうに考えておるわけでありませう。今高田委員の質問最中ですがね、私は警備部長にお尋ねしたいのですが、あの事件が起つた直後間もなく警察はほとんど全員に対して取調べを開始してゐる。このことは私は了解できないのです。なぜかといえば、その人たちの教員はこの事後の処理に私は當るべきだと思ふ。そうしなければ父兄のなかにこたえることはできませんよ。それを全員出頭して調

査をする、こういうやり方が……もしろん調査を否定するわけではない。それは十分しなければならん。しかしああいふ事件が起つて混乱しておる。やはりその処置を率先してその学校の教員が中心になってやるべきです。そういうときにすぐ引つばる。私はもう少し考慮さるべき問題じゃないかと思ふ。そのために、父兄の間では、死んでおるのに先生はだれもお見舞に來ななぬい、けしからん。教育委員会は教育委員会で教員を調べておるのです。市がやる、警察がやる。あとの世話ができない。父兄からは非常に薄情である。これは一体どうするんですか。そういう点について私はこの際警察側に質問をしておきたいと思ふのですがね。それからこれに関連して、先ほど質問しました、警察は前もって市当局に標識を立てるように言つたけれど、も、市のほうで予算がないと言つて断つたということを書いておるのだ、かが、そういう事実があるのかないか、お答え願いたい。

○政府委員(山口喜雄君) 警察といたしましては今回の不祥な事故がどうして起つたのかという点は、これはまあ今日までいろいろな事故が起りました、が、その事故の原因がはっきりされずに終つたような事件もございますし、またいろいろ事故の原因をはっきりして、再びそういうことの起りませんようにいたすという立場から、当日学校の先生方に御出頭を願ひまして事情をお聞きいたしました次第であります。場合によりましていろいろとお見舞その他に支障のあつたことかと存じますが、警察といたしましては、先ほど申しましたように、世間一般の方々がどうし

てああいう事故が起つたんだらうという御心配をしておられるので、その事故のほんとうの原因を究明したいという立場から調べをいたした次第であります。

なお第二点として御質問のございましたその前日海岸について危険な箇所があるから立札をしてもらいたいということを市のほうに申し出たというのことは、事実でございます。予算がないというお話がございましたので、署長としましては、当日の事故の起りました警察官からの報告を聞きまして、やむを得ず、それではということで、警察でその立札を立てようというので準備をしておったのであります。そのときに、交通事故がないにもかかわらず非常サイレンの音がして救急車が走つておる、びつくりして調べてみると海岸で事故が起つておったという状況でございます。

○高田なほ子君 幸いにして大蔵国務大臣がおられますから、続けて御質問したいと思いますが、これは危険区域に対する国の事故防止対策というものの所在が非常に明確になっておらないように思います。つまり今度のこの文の文、化村海岸は、県の観光課のほうでは、安全な津の海、こういうことで宣伝をしておった。しかし実際には二つの川がこの海岸に注いで、非常に危険な区域であった。一方で安全だといひ、実際には危険だといひ、こういうところにも問題があるのではないだろうか。そこで大蔵国務大臣にお尋ねいたしますが、特に海水浴場を指定されるような場合には、いろいろな条件があるのではないだろうか、なかんずく危

險区域に對して國がどういふ事故防止対策をとつておるのか、この二つの問題についてお答えを願ひたいと思ふのです。

○國務大臣(大藏唯男君) 高田さんに申し上げます。警察といはしましては、この海水浴場の危険防止につきましては、今高田さんのお話のありました通りにあらかじめ危険な場所に注意を与えまして、この間の所は危険でありますからといつて注意をいたすことにいたしております。

それからまた第二は、警察といはしましては、かねてそういう注意はいたしておりますが、時節になりますといふと、あるいは警察官を派遣いたしまして見張りをさせたり、あるいは時によつては船を出しまして、そして不時の事故を防止するというふうな方法をとつておるのでございます。それからまた警察官といはしましては、これは申し上げるのはどうかと思ひますけれども、全員に對しましてはおおれる人を助ける方法あるいは救急方法等は全員に對しまして訓練を施しまして、不時のお役に立つように心がけておる次第でございます。こんなことを申し上げるのはどうかと思ひますけれども、今度のことも救急方法をふだん訓練をしておりましたおかげでもつて二、三の人は人工呼吸などではよみがえつた人もおつたわけで、その点は不幸中の幸いだと思ひます。そのような次第でございますので、そういう点については今後ともなお一そう注意をして警察官の訓練につきましても万全を期さなければならぬ、かように考えておる次第でございます。御了承願ひます。

○高田なほ子君 危険区域の問題に對

しては、ただいまの國務大臣の御答弁によると、明らかに大蔵國務大臣の管轄下に入っておるようであります。そこで津の警察署が事件の起った朝になつてから初めての危険区域の区域標識を立てるために方法を講じておつた、そのときに非常サイレンが鳴つたということでありますが、私から言わしむるならば、今ごろ危険区域に標識を立てるというそういう間の抜けた一体保護はどこにあるか。そういう職務怠慢の警察官が担任教員を引っぱつて俊烈な取調べをしておるといふことは、私は全く片手落ちじゃないかと思う。すでに、もうこんなに暑いのでありますから、すでに一カ月も前から危険区域は同警察において設定されて、その危険区域に対しては安全を保障するたために旗でも何でも立てて、そういうような方法が当然課せられるべきだと私は思うのです。ただいまの大蔵國務大臣の御答弁によれば明らかにこれは警察官としての職務であるにかかわらず、その日になつてから、こういう騒ぎを起したといふことは、やはり相當警察方面にも私は責任があるのではなないかと思う。この点いかがでございませうか、重ねて御答弁いただきたい。

○政府委員(山口喜雄君) 私の説明の言葉が不十分な点があつたかと思ひますが、警察が前日に危険標といふ揭示標を作ろうと市役所に申し出でをしましたのは、今回事故がありました場所は入つておりますが、それ以外に津の海水浴場全般についての問題でございませう。今回の事故につきまして警察が当日になつて、何か危険標識を作ることをうらたえてした、あたかも警察にその責めがあるのかとよく私は

拝聴したのでございますが、この現場におきましては、すでに十八日から水泳の訓練をいたしておるのであります。二十八日事故の起りました日は最終日であります。十八日から訓練をいたしましております間、この海岸のある個所に危険な場所があるというところは関係者には全部わかつておつたのであります。そうして旗を立ててそれを表示しておつたのであります。当日は不幸にしてその旗の位置が今までと比べまして北の方に十メートル北の方に寄つておるといふことは、問題のくほみの方に十メートル近づいておるといふことであります。そうして当日は試験をいたすという関係上、それまでは生徒が入ります前に必ず先生がその危険標識のあるところを回りまして、

そうして危険標識のところを三年生の男子の水泳部員を配置して危険区域から出ないように防止をいたしておつたのであります。当日は不幸にしてそういう水泳の最後の日の試験の準備その他で、先生方が事前にそういう旗の立つた場所の实地を踏んでおられなかつたといふことが一つございまして、さらにそういう関係で、先生方あるいは水泳部の指導員というものが海に入る前に子供が全部中に入って海水浴を始め、そこに問題が私はあるのではないかと考へておるのであります。この場所には危険があるといふこと、さらに危険標識を十八日以降毎日立てておつたといふことは間違ひのないことであります。警察といたしましては、その危険区域をさらに一そう十分に表示いたしますためにこの場所を含みまして、津の各所の海水浴場全般についての危

険標識を立てるよう市役所に折衝をいたしておつたのであります。説明が十分でありましたが、きょうな次第であります。

○荒木正三郎君 危険標識の問題ですけれども、これは私は危険標識はなかつたのじゃないかと、こういふふう聞いておるわけなんです。危険標識が十分であつたならば、あるいはこういう事故は防げたかもしれないと思つて聞いておる。これは文部省の報告でも危険標識があつたようなお話です。危険標識が十分でなかつたのは、それは学校側にも責任があると思ひます。それからまたその他の機関にもあると思ひますが、この赤旗を立てておつたのは全面的に一律にずっと赤旗が立つておるだけで、くほみがあるのはその横にあるのですから、その境界線に、はつきりした標識がなければ、私は危険区域の標識があつたとは思へない。私はきのう見たところでは、それは白い旗でくほみの回りがずっと標識されておりました。あれは事件ののちに立てられたものだといふお話をきいておるわけなんです。事件の前にはこのくほみのはつきりした標識がなかつたといふお話をきいておるのです。この点相當食い違ひがあると思つておるのです。

○政府委員(山口喜雄君) 要するに生徒が泳ぐ場所を旗をもちまして指示をいたしまして、それを出ると危険であるといふので、毎日その旗のところに水泳の指導員がおつて出るものを防いでおつたわけです。私が標識と申しましたのは、そういう赤旗をもつて表示をしてあつたことを申しておるのであります。なお今日の赤旗は海岸線に沿ひまして並行を立てて海岸線から五十メー

トルの沖合いを並行に走つておつたのであります。従つて北側の、これから以上行つてはいけないという横の線には赤旗を立てておらなかつたといふふう聞いております。

○高田なほ子君 大蔵国務大臣にお尋ねをいたしますが、私は、警察官は、取締りという点も十分あると思ひますが、保護という面に重点がおかれるのが私は民主的な警察官の大切な仕事だと思ひます。そこで、こういう前提でお尋ねをいたしますが、すでにこういう真夏の時期に入つておりますが、危険区域だと思はれるような場所に、月末の二十七日ごろになつてから、初めてこの危険標識を立てるのか、それとも危険区域だと思はれるようなところには、時期に入つたとたん、警察の方として、危険区域の標識を立てるのか、これは一休国としてどういふ通牒を各警察の方へお出しになつて危険防止をされておるのでしょう。私としては、ただいまの当局からの御答弁によつて、二十七日に危険標識を立てると、こういうようなお話ですが、これは非常に一カ月も時期がおそいように思はれる。これは前もつてですね、前もつて危険区域は、私は国民に表示するものがほんとうではないかと思ひます。もう少し、一カ月も前に危険標識が立つたならば、こういうことを未然に防げたのではないかと、こういうふう

に思ひますが、危険区域を指示する時期というのは、一休どういふ時期なのですか。この点についてお伺ひします。

す。危険区域を指示しますのは、時期になりますとすぐにやるのでございませう。月末にやつたりなんか、そんなことでは仰せの通り何の役にも立たないわけでございますから、海水浴をする時期が来ますと、その時期に入る前に注意をいたしまして、市当局とか、あるいは漁業組合とか、各方面に連絡をとりまして指示をすることにいたしてあります。またそれがほんとうだと考へております。

○高田なほ子君 重ねて大臣にお伺ひいたしますが、そうすると、この津市の海岸の場合には、危険区域の標識を立て方が大へん時期がおくられておるよ

うに思ひますが、これについていかがですか。立つてないですね。

○国務大臣(大蔵唯男君) そうではないやうでございませう。やはり同じやうに季節に入りますと、すぐに注意をいたしておるやうでございませう。

○高田なほ子君 この注意はですね、当然国民にわかるやうな注意でなければ私は注意にならないと思ひます。

○国務大臣(大蔵唯男君) わかるやうにしておつたやうでございませう。

○高田なほ子君 わかるやうにするためには危険標識というものがですね、当然ここに立たなければならぬのに立つておらなかつたといふことは、これはやはり問題ではないかと思ひます。しかし大臣があくまで立てたといふふうにおつしやいます。実際は立つておらなかつたやうでありますから、この点についてはもう一度御研究、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) 海水浴の時期に入ります前に、警察で市役所、漁

業組合その他関係の方々に、危険防止、事故防止についていろいろとお話、御連絡を申し上げ、危険な個所については警察自体でそういう標識を立てる場合もあります。市役所あるいは漁業組合その他で立てていただく場合もあるわけでありませう。今回の場合におきまして、もちろん前からそういう御注意を申し上げておるのであります。警察としましては、どうも、もう少しやはり十分にいた方がよいといふことで、市の市役所の方に御連絡を申し上げたのであります。なお、この現場は、一般の人々が海水浴をする場所にはなつておらないので、学校だけがこの場所を使つて海水浴をしておりました場所でありませう。従ひまして、そういう場合におきまして、市の委員会からのお話があつたと思ひますが、生徒がこれから出ては危険である、危険な場所とはわかつておるのでありますから、その表示のために赤旗を立てられておつたものと私は考へておるわけでありませう。

○荒木正三郎君 危険標識の問題です。私はこれが不十分であつたことがこの事件を起した最大の原因であると思ひます。それで今の説明によると、危険標識があつたやうな、御説明を聞くと、そういうやうな感じをするので、私がね、危険標識は私にはなかつた。で、私もきのう現場を見ました。で、現場を見て説明しないといふわけに思ひます。私が、いわゆる浜べに沿つて私は五十メートルか、四十メートルかしりませんが、その海岸線に沿つて水泳をする一番向う側の境界を赤旗で学校の先生がずっと立てたといふことは事実であります。大体十メートルぐ

らしいの間隔で、しかしこのくぼみはそういう浜べから遠ざかるとか赤旗をこえた危険であるというようなくぼみではないのであります。赤旗より手前にくぼみがあるものであります。しかもそれは赤旗の中ではないのであります。横にあるのです。だからここから横に行ったらそのくぼみがあるんだ、そういう標識がなければこれは危険です。そういう標識は警備上遺憾ながらなかった、そのために潮が流れておって、相当押し流されておって、くぼみに近づいたということがわからなかった、そういう実情から考えて、やはりこの点は私は十分じゃないか、これは学校側も十分であつたと思ひます。警察側だけを言っているのじゃない。それから警察は前日に注意をしておられる、これは適切な措置だと思つて感謝しております。市教育委員会にも手落ちがあつたと考えております。これはそういう標識がなかったということが非常に問題です、そういう点、私の言っていることが間違つているかどうか、先ほどから聞くと、どうもその危険区域に対する標識はあつたというふうにとれるのですが、実はなかつたと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) 要するに、海水浴場として学校がこの赤旗をもつて指示したところの範囲内におきましては危険な区域はないのであります。それが当日は北寄りに十メートル移動しているわけですね。前日に比べて北寄りに十メートル移動したというところは、前日に比べて深みの方に十メートル近づいているわけでありまして、その最も北にある赤旗のところから何メートルか先にくぼみがあつたのであ

ります。そのくぼみでほとんど全部の人が死亡している、従ひまして死亡いたしました場所は、これはいわゆる指定をされた、赤旗をもつて表示された区域の外になつてゐる、その区域の中にくぼみがあるとは私は考えておらないのであります。

○荒木正三郎君 これは、標識ですね、これは学校の水泳部の先生がその旗を立てた、そういう標識については警察も教育委員会も何ら注意を實際的に指導をしておられんと思ひますが、こういう点についてどうですか。

○政府委員(山口喜雄君) 当日あるいは警察といつたしまして、旗の場所につきましてはましてお話を申し上げなかつたと思ひます。申し上げなかつたかと思ひますが、まあとにかく十数日の水泳訓練をされたその二十八日のことまでございまして、一々その場合に警察が出まして、旗の場所を御指定申し上げなければ事故が防止できないということもないかと私は思ひます。

○堀末治君 私先ほど来同僚諸君の政府に対する質疑を聞いております、こういう感じをいたすのです。あるいはこれは同僚諸君に對していささか失礼に當るかもしれませんけれども、私はさうに感ずるままに申し上げるのでございまして、今度の事件は要するに文部省が怠慢だ、ないしは警察のやるべきことをやらなんだ、こういうようなところに最大の原因があると、もつぱら政府それ自体の責任の追及が激しく行われておるようでございます。私はこれは決して……、もとより政府の責任も多分にあります。警察もその通り。先ほど来大蔵大臣の御答弁を聞いておりますと誠意の片鱗

も認められないことは、私は先ほど来同僚諸君と同じ感じをいたすものでございまして、この原因は何としても校長に責任がある、私はかように思うのでございまして。先ほどの報告を聞いておきまして、まだ報告は来ておりませんが、幾名かの先生がおられたというお話でございますが、これは緒方初中局長にお伺いするのですが、校長先生は一緒にいらっしゃるのでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 校長は現場に行つておるといふ報告でござい

○堀末治君 それから、要するにこれはなかなか、せつなく長いことをやつてきた行事の締めくくりをつける最後の日なんです。そしておそろく、詳しくは聞きませんが、この大ぜいの生徒を連れて行つたのは、これが最終でおそろくこれが初めてでなかつたか、その辺はどうでござい

○政府委員(緒方信一君) 今の御質問は、大ぜいの生徒はこれが最終じゃないかと……。

○堀末治君 ええ。

○政府委員(緒方信一君) これは私、訓練として、毎日十日間参加できる生徒はみんなやつておつたのじゃないかと思ひますけれども、これは先ほど私の報告のうちに申しましたように、テストをやる、それでその前に予備運動をやる、そういう意味で全体の生徒を一時的に入れた。そういう入れ方は初めてじゃなかつたかと私は思ひますけれども、そこら辺のところはもう少し調べを進めてみたいと思ひます。

○堀末治君 そこで私の今度の事件を黙つて見ておきますと、とにかく二十名ぐらいの先生が四百名からの生徒を連れて、しかもその中には半分泳げないといふ先生もおられるんですね。それが一べんにそれだけの子供を入れたといふことは、これはなかなか大したことです。それで、どうしてこの行事を行う上においては、どうしても学校では事前に十分の打ち合せをせなければならぬと思ふ。一体そういうことに対して、校長が先に立つて十分な打ち合せをおやりになつたかどうか、そこは何もおわかりになりませんか。

○政府委員(緒方信一君) それらのこまかい問題につきましては、なお今後十分調査を進めたいと存じますけれども、まだ今日のところはそこまかいところはまだわからなかつておられません。ただ、先ほど申しましたように、大筋についてああいう問題があるのじゃないかといふことを申し上げました。

○堀末治君 そこで私の報告から思ひますのに、十分の事前打ち合せがなかつたのでなかつたかと思ふのです。なぜかといふと、とにかくこれだけの生徒を一べんに二十人の先生、泳げない人が半分もおられる先生が連れて行く。万一のことを思えば、自分のことを思うても、要するに医者の用意は当然やらなければならぬ。私は、この間もこの問題できびしく皆様方へ申し上げたのですが、経験がある。それだけでもやはり、わずか六十人の人を連れて行った場合にも、医者を一人と看護婦を一人連れて行った経験があるのです。学校には必ずお医者さんがおいでになることですから、こ

とに今言つたようにショック死といふ

ことがある。急に冷たいところに入ると、心臓麻痺などをよく起す。そういうことは普通の常識で考えられることですから、そういうときの処置というものもしろつとでは全然できない。どうしてもお医者さんでなければならぬ、どうしてもお医者さんでなければならぬ、お医者さんも連れていけない、看護婦一人も連れていけないといふところに、事前に校長先生がこれらについて十分の打ち合せをせなんだといふことは、これだけでも責任がある。もう一つには、舟の用意がない。万一の場合には必ず舟を用意しなければならぬ。だけれども一つもない。この前も言つたのですが、六十人の人の海水浴にもつていつて医者と看護婦を連れてゐる。同時にそれでも万一のことを考えて私は磯舟を二隻を用意しておいて、そのとき危なく二人を死なしかけた事件が起きたのです。が、医者がおつたのと舟があつたのでそれを助けた経験がある。ですから私はこういうことを申し上げたのです。

長さんが、四百名の生徒を連れて行く上においてはそれだけの十分の事前打ち合せをせなんだ。私は一切の原因はここにありと申すのです、何としても要するにこの沢野校長、この人に全責任があると思ひます。この人に全責任があると思ひます。この人に全責任があると思ひます。今日の教育者のあり方ではないかといふことを私は憂へるものであります。もとよりこれらの方に

今言つた通り、これは、私は先ほどからもう少し大蔵さんあたり老練な方ですから、御親切な御答弁があれは、高田さんからあれほど突っ込まれ

ないでもないのに、責任ののれのような御答弁をなさる、私は、こういうことが全部教育界にうつるのですよ、政府、自身当局にある人が、こういう事件に對し、心から申しわけないと思つたならば、何もその責任をのりけるような答弁をなさらないでもいい。しくじりであつたらしくじりであつたと、警察の方としても、不行き届きであつたら不行き届きであつたと私は頭を下げてこそ、本當に教育界にもいわゆる責任を感じるというところの姿がうつるのではなからうか、私はかように思うのであります。

この間も私申し上げたのはそこで、事件が起つて四時間も五時間もたつて、これらのもつて、電話もかけない、これらのごときは、いわゆる私の言う通り、責任感はない。本當に親、子供の心配というものがわからないから、要するに報道班から十分なニュースがきてゐるにもかかわらず、文部省は依然として知らない、こういうようなことでは私、あなた方本當に文教の府に立つ……同時にまたこういう事件、今ここで見ますと、今年においても、東日本で五百名も死んでゐる、出てゐる、新聞に。今月ですよ、今月、東日本だけでも五百名をこえる小中学生が水の犠牲者、こう出てゐる。これくらいたくさん出ているのは、われわれが知らないまでも、少くも文教の府におられる大臣がおわかりにならないでも、少くとも初等中等教育局長の緒方君はこれくらいのことばわからなければならぬ。そうすればこれらに對してはしつこいくらいの注意を与えておかなければならないと私は思うのであります。そういうところの

當局、あなた方自身が本當に文教の府に立つて、こういうことがあつてはならないという責任感が薄いから、それがみなうつつで、先ほど来の答弁でも、うだ、私は決して大塚さんを責めるような氣は毛頭ない。御老練なお方とわれわれは御尊敬してゐる。それでですから、もう少し本當に突のある御答弁をいただけたらと思つて、私はさつきからまあ黙つて聞いてゐるのですが、何となく高田さんの質問に説明するけれども、私は、あなたは責任ののれのような御答弁で、警察庁の御答弁もやはりそういうふうなことに聞える。それで、しかし、要するに、文教の府に立つあなた方のお立場がみなにうつる、私は何といたしまして、これは先生方の、良心、責任感がない今日の先生方のあり方がこういうところに出てゐるのだと私は痛切に批判したいのであります。これらの点に對して、御所見いかがでございますか。

○國務大臣(大塚唯男君) ただいまおしかりを受けてまして、まことに恐縮でございます。私は高田さんのお話も本當に一生懸命になつて伺つておつたのでございまして、ありのままに申し上げたつもりでございまして、けれど、言葉が足りなかつたために今のようない印象をもし与へたとしますならば、あなたにも非常に悪かつたと思ひます。結局、決してそんなつもりで申し上げたわけではございません、責任ののれ、そんなことを決して考へておりません。警察が救護にどういう手落ちがあつたらうか、うまくやつたらうか、どうであらうか、私こういうことを非常に氣にしまして、部長などから毎日これを聞いておつたような次第で

ございまして。それでつい何か言葉が足らずに責任ののれのようなことを申し上げたように聞えましたら、これはおわびを申し上げます。決してそんなつもりはございせんから、どうぞ御了承を願ひます。

○國務大臣(松村謙三君) これは直接その面に対する責任は別といたしまして、開接のわれわれの責任はもちろん痛感いたしておるわけでありまして。善後の措置につきましても十分のことをいたしたいと、こういうふうな考へております。

○荒木正三郎君 私どもが先ほどから質問をしてゐるのは、文部省の責任を追及するとか、あるいは警察の責任を追及するとか、そういう考へでやつてゐるのではありません。(その通り)と呼ぶ者あり) こういう事故がどういふ原因によつて起つたのか、これを究明することによつて今後未然に防ぐ方法を発見しなければならぬ、こういう立場で私は質問をしてゐるわけなんです。が、御委員にも誤解を与へた点は一つ御了解をいただきたいと思つたので、もちろん私は父兄といたしまして、われわれの考へをいたしまして、子供を先生に預けておるわけなんですから、その先生の指導によつてこういう事故が起きておるんですから、最大の責任者は教員である。それは私は言うまでもないと思つたのです。それは私は、だからそういうことをたんに上げて、そして他を攻撃する、そういう心持というものはみじんもないわけなんです。それはやはりこれを引率した学校の先生がどういふ事前のいろいろの対策を講じておつたか、あるいは処置においてどういふ点において欠けておつ

たか、こういう点もだんだんと明らかにしていく必要があると思つた。そうしてこれは対立的なものじゃないに、どうして起つたかというところを究明して、国でやるべきことは国でやり、教育委員会がやることは教育委員会です。そうして教員が考えなきゃならぬ点は教員が考へて、みんなして私はこういうことの起らぬようにやはり考へていかなければならぬのじゃないか、そういう意味で質問をしておりますので、一つ誤解があつたら、御了解をいただきたいと思つたのです。その点はちよつと御委員のまあ、ちよつと……。

○吉田萬次君 先ほどから聞いておりますと、いろいろな責任問題もありするが、私が承わりたい、それから自己の意見をそれへ交えて申し上げますならば、大体海水浴場としてそして泳ぐ場所が指定せられておる以外のところでは泳ぐということは、なぜそういうところで泳がしたかということでありまして、それはそうして、ことに私は初め新聞で見たときには海岸であつて、川口でなかつたように見ました。しかしながらあとでの新聞を見ますと、川口の口で泳いでおる。川口というものは流れが非常に速いものであつて、潮流がきようできておつてもあつたくななるというふうに変化に富んでおる、あるところであつて、それから一番よく人の死ぬのは川口であつて、そしてそこで死んだのは死体が上ることとはほとんどないといふ言われておるのであります。そんな要するに潮流に乗せられて他方へ持つていかれ、所在が不明になるというのは通例であります。かような問題は河川において行われるとい

う、河川においてやつていけないというふうなことはこれは常識として学校も知つておるはずであるし、かようなところに私は標識が出ておることなると私は思ひます。どうしてかようなところであつたかというふうなことで、それからもう一つは救急処置につきましても、ただむやみに人工呼吸を施すということが蘇生させる原因ではないと思つた。私は水を飲んだものならまず水を吐かせなければならぬと思ひます。新聞にもありました通りに、人工呼吸を施されたもの、あるいは施されるものにも肺炎によつて死んだなどというところが出ておりますが、これはちよつと小さい子供は嚥下性肺炎といひますか、乳を飲んだ者が胸の方と肺臓に入つて死ぬといふことがよくあります。かようなことと同じことであつて、措置が万全でなかつたならば生き返るべき性質の者を殺すといふことがあると同じことでもあります。従つて私はこの処置についてどういふ処置が施されたかといふことも聞きたいけれども、しかしながらこれはおそろく早の間に起つたことで、このことはできなかつたのだらうと思ひます。しかしながら少くとも河川において私は水泳をすべきものでないといふところに水泳をさせたといふところに過失がありはしないか。私は学校当局のこれは責任であるか、あるいは警察の責任であるかといふことは私は考へる必要もなからうと思ひます。けれども、かような点においてやつたということが私は遺憾であると思つたのであります。が、これに對する警察の所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) お話がござ

いましたように、この事故を防止いたしますためには事前に十分の注意をいたさなければならぬと思ひます。ことに川口に近い海水浴場の問題は御承知の通りだと私は考へておるものであります。この場所は川口よりは南に幾らか下った場所でございます。ただし、かしなが潮流がやはり非常にむずかしいところのようでございます。昨日現地調査をいたしました際に立ち会いました海上保安庁の水路部長の話では、やはり潮流の關係から見ても、海水浴場としてはあまり思ひにくいところのようなお話でございます。

なお私もといたしまして、責任逃れをいたすというふうなつもりは毛頭ないものであります。警察といたしましては先ほどから申し上げましたように、事故防止につきましてはできるだけのことをいたし、市役所で予算が足りなければ、自分のところで棒をどこから持ってきて標識を作ろうとしておりましたそのやさきの事故でございます。もしそういうふうにおとりになる点がございしたならば、私の言葉の足りないところがあったと思うので、おわびを申し上げます。

○高田なほ子君 私は質問の要点をもとにもどして質問を少し続けさせていただきます。私は冒頭に申し上げましたように、教員側の責任を否定するものではありません。私は国会議員という立場で、国として総合的な事故防止の対策はないのか。総合的な事故防止の対策について伺っている。文部省の責任を私は追及しようと思ひます。また警察側の責任をここで辛うつに追及して責めたてようという意図は初めから持つておらない。ただこうい

う不幸な事件を契機にして、どうぞして総合的な事故防止の対策が練られなければならない。今後また一片の通牒等によつては防ぎ得ない。こういう観点から御質問を申し上げておつたのですが、関連質問等ありまして……私はこの津

の事件に対して直接な調査をしております。それから、これにはむしろ具体的に触れないで、基本的な事故防止対策をここでただしてゐるわけでありまして、以下数項にわたつて箇条的に大蔵、文部大臣に御質問を申し上げ、最終的に文部大臣に二項について御質問申し上げたいと思ひます。どうぞ箇条的に申し上げますから、それについてお答えを願ひたいと思ひます。

第一番に御質問申し上げます。これは、全国で行われておりますこの海水浴場、この海水浴場指定に対する条件はどういう条件のある所が海水浴場になるのか、これが第一点。

第二点は、危険区域に対する国の事故防止対策はどういう対策が練られておるか、どういふ予算が組まれておるか、これが第二点です。

それから第三点、安全地帯であるか、危険地帯であるか、こういうような地帯の認定は最終的にだれが認定をするのか、その認定をしたあとの責任はどういふ機関でどのような責任を持つておるのか、これが第三点。

第四点は、危険区域と思われるような水上区域に対して海上保安部の協力はどうか、どういう状態で行われておるか、これが第四点。

第五点は、夏季海水浴場における警察の配備の目標は何か、それは区域取り、遭難取り等について当然その目標はあると思ひますが、特に幼少な

る児童、学童に対する保護に対して警察官はどういふような目標をもつて、どのように夏季において配備されておるか、その配備の実情を承わりたい。

第六点は、危険区域と認められる地域を警察当局が十分知悉した場合に、それをどのような機関で、どういふ方法でそれを一般大衆に認識させるのか。これが大蔵、文部大臣に対する私の質問の概要です。

それから文部大臣に対する最終的な質問であります。本事件に対して国として遭難児童学童に対する弔慰の方法はないのか。もしあるとするならば、具体的にどういふ方法が講じられるのか。また講じようとするのか。

質問の第二点は、学校教育管理外における不可抗力によつて起つた児童の災害に対して国が児童の災害を補償する意思がないのか。これが質問の第二点です。

以上の点について両大臣からの明快な御答弁を期待します。

○國務大臣(大蔵唯男君) お答え申し上げます。

高田さんの御質問の御趣旨、当局の責任を追及するということが目的ではない、今後こういう胸の痛むような災害が起らないようにどうしたいか、国はどうしたいか、と、それを研究しようというのであると、こういう御趣旨はよく承知いたしました。先ほどから傾聴して伺つております。きょうの御質問もそういう御趣旨だったと私伺いたしましたので、先ほど申し上げましたことをいたしております。このことを申し上げたのでございまして、どなたか

何だか責任が、責任のがれのことを私申し上げて誠意がなかったとおっしゃいましたけれども、私はそういうつもりでは決してございせん。思ひましたから、これだけをお許しを願ひたいと思ひます。御趣旨はよくわかりましてございします。だからして今度の事柄は、実に胸の痛むような涙の出るような事件でございました。だれも目をおおわなくちや見られないような新聞の記事だけでもわかつておるのでございしますから、こういうあやまちが再びないように万全を期しなければならぬと思ひます。

それで、ただいまお話の六カ条にわたるところの具体的問題につきましては、はなはだ失礼でございしますけれども、私がここで即座に答え申し上げます。警備部長が書きとつておられますから、具体的な問題については部長からどうぞお聞きと願ひいたします。なおそれでは足りないということではまた申し上げますけれども、どうぞ御了承願ひします。

○政府委員(山口喜雄君) 第一の海水浴場の選定についてでございますが、これは申すまでもなく、危険がないという見地から選定をいたさなければならぬと思ひます。少しでも危険のあるような所は避ける、こういう見地から定めていかなければならないと思ひます。第三の問題と関連いたしますが、しからば海水浴場をどこに定めるかという問題は、これはやはり私はその市町村当局というふうな、海水浴場を開く等の立場にある方面にあると思ひます。警察といたしましては、これに對しまして事故防止の見地からいろいろと考えております。

ところ、意見を申し上げます。そして危険のないように処置をいたしていく筋合ひであらうと思ひるのであります。

第二のこの国費をもつてこういう海水浴場の事故防止について経費を計上いたしておるかということでございしますが、仕事の性質上から申し上げます、府県費あるいは市町村費をもつてまかなつておるのであります。国費といたしまして特にこういう海水浴場における危険防止のための経費というものは格別に計上はされておらない、かように存じておるのであります。ただ警察官の活動に要します経費の一部というふうな意味におきましては、もちろん国費にも若干のものが計上されておることは申すまでもないのであります。

第四点の海上保安部との連絡であります。多数の人の出ます所では、海上保安部におきましても注意をいたしております。手持ちの船を配置いたしまして巡回をいたしておるようには私どもは承知いたしております。海上保安部の方でも絶えず密接な連絡をとつておる次第であります。で、警察官の配置につきましては、特にやはり何と申しますとも一番事故の起りやすい学生あるいは生徒、児童の保護という見地から、そういう方面に特に注意をいたしておるのであります。非常に雑踏します海水浴場等には警察官を配置いたします。場合によりましては船を出しまして、それに警察官を相当数乗込込ましておる、こういうような措置をとつておるのであります。

第六の一般の方々の周知徹底というふうな面につきましては、海水浴場

○荒木正三郎君 公立中学校の屋内運動場整備促進に関する決議案を提案いたします。

初めに案の内容を朗読いたします。

多雨地帯に属する我が国の学校教育においては、体育並びに集団的教育活動の実施上、屋内運動場の整備充実が極めて緊要である。

さきに、本院は決議を行い、積雪・湿潤地帯の屋内運動場の整備について、政府に対し、強力な措置を要望し、爾後年々若干の国庫補助の実施を見るに到ったが、その他の一般地帯については、今日なお考慮の外に

おかれている。

特に、第十九国会において、本委員会が、「公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案」の審議の際、右一般地帯の中学校屋内運動場建設のための予算措置を講ずべき旨の附帯決議を行ったにも拘わらず、政府は昭和三十一年度において、右予算を計上しなかったことは遺憾である。

よって政府は、昭和三十一年度予算においては、積雪寒冷湿潤地帯に対する予算は勿論、他の一般地帯の中学校屋内運動場の建設が、少くとも小学校の水準にまでは到達し得べく、精確な計画を樹立し、その計画に基づく初年度予算を確実に計上すべきである。

右決議する。

この決議案の提案の理由につきましては、懇談の際に申し上げましたので省略させていただきます。

○委員長(笹森順造君) ただいまの決議案の提案に対して御質疑があるならばこの際御発言願います。

○雨森常夫君 私はこの決議案に賛成をするのでございますけれども、先ほど懇談の中でいろいろ承りましたので、大体私の疑問といたしておる点は了承をいたしましたのであります。ただ懇談中に承りましたというところ、積雪寒冷地帯における既定の予算で過去数年の間は約十六万坪ほど実施し、なおその地方においては十九万坪あまり残存しておるという状態でありまして、かような状態にありまうと、既定の予算の中で温暖地方にこの予算を分けて使うということはその時期でないと考えるものでありますから、文部当局におかれましては、この既定の予算を三十一年度以降も十分確保すると申しますが、より以上に増額すると同時に、この決議に沿って新しい地方に予算を計上し、そしてこの屋内運動場の設置の促進をはかっていただきたい、かように希望を申し上げる次第でございます。

○委員長(笹森順造君) ただいま御質疑のある方がありましたら御質疑を願いたいと思つたのであります。ほかに御質疑がございませぬければ質疑はないものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(笹森順造君) それでは御質疑が終了したものと認めます。

次に討論に入ります。ただいまの決議案に対して、御意見のある方は御意見を付して賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思つたのであります。

○高橋道男君 私はただいま提出されました決議案に賛成をいたします。本質的に申して私は各学校が屋内運動場を全部備えるべきである、こういうよ

うに思うのであります。しかしながらわが国における財政上その他実際問題のためにいたしましては積雪地帯に優先せしめてこの屋内運動場の設置の促進をいたしてやるわけでありまして、それ以外、さきに申しますように、それ以外の地方においてこの種の運動場が不必要であるというところは、われわれ毛頭考えていないのでございます。先ほどの話によりまして、積雪地帯におけるこの種運動場もおいおい整備をみてきておりますし、またその他の地方におきましても地方財政においてゆとりのあるところでは同様に運動場もできつつあるかと思うのであります。私が先ほど申したような本質的な意味におきまして来年度以降逐次国からの力も加えて屋内運動場ができていくことはまことにけっこうなことだと思つております。これによりまして私も十分に子供の体位も、平素雨が降つても十分に体育を進めることによつて体位を増進することも可能であり、同時に教育効果の上にも十分な期待をすることができることになりますので、そういう意味におきまして、私はこの決議案にあるように来年度からはぜひこの多雨地帯における屋内運動場の予算が計上できるように当局にお願いしたいと思つたのであります。ただし先ほどからも懇談のうちに話題に上りましたが、積雪地帯における屋内運動場が来年度以降増設されるべき予算を、多雨地帯における新しい計画に削つて廻わすというようなことはもちろん望むべきことではないのであつて、積雪地帯の分はそのまま計画通り進めて、必ず今関係課長から言われたように、昭和三十五年度までに完成する計画を必ず

進められる、それにプラスして、来年度からは多雨地帯における屋内運動場の増設をはかる、こういう趣旨を確保していかれることを希望して賛成の意見とする次第であります。

○吉田萬次君 私も雨森委員の希望を聞いてもらへることにおいて賛成いたします。あなたが積雪寒冷地帯に限らず、温暖地帯といえども十二月から翌年の三月までは非常に土地が凍り、この霜どけによつて運動場の使用ができ得ないというところは、たくさん土地においてその実例を見るのであります。また雨天の場合において、これを利用することにおいての価値といふものも十分認めなければならぬと思つております。その観点において私は先ほど雨森委員から述べられたように、積雪寒冷地帯におけるこの今の建設を融通するようなことがあつてはならないと思つたので、かようなことを考慮せられることと思つた、この決議案の私は趣旨に賛同し、その御意見に対して私も希望するものであるということを用意表示をいたします。

○高田なほ子君 決議案はたびたび国会に出され、あるいは委員会におきまして採択せられましたが、この決議案の実施はなかなか困難であることは常に遺憾と思つておるところであります。特に屋内体操場の問題は、六三制教育完成の上になくことのできない重要な問題であると私も信じています。積雪寒冷あるいは湿潤地帯における屋内体操場の設置の問題は当然でありまして、なかなか六三教育完成の上において、最も私も欠陥として指摘しなければならぬことは、中学校における屋内体操場設置の問題であります。

す。どうぞこの決議案が本当に実施せられますよう、特に政府において特段の決意を持って、この決議案の実施に当られんことを強く要望いたしまして賛成をいたします。

○委員長(笹森順造君) ほかに御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(笹森順造君) 全会一致であります。よつて本決議案は全会一致をもって可決せられました。

なお本決議案に関する今後の処理については委員長に御一任願いたいと思つたが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。さよう決します。

ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記をつけ午後七時四十三分休憩。

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

七月二十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本学校給食会法案(予備審査のための付託は五月二十八日)

七月二十九日予備審査のため、本委員

会に左の案件を付託された。

一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(衆)

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 補償並びに補装具の支給及び修理(第九条—第十八条)
- 第三章 補償の申請及び審査(第十九条—第二十条)
- 第四章 雑則(第二十一条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が当該義務教育諸学校の管理下において受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒

をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。

(文部省の権限)

第三条 文部省は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施に係る都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会の事務に関し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。

三 第二十条の規定による審査の請求を受け、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務

(実施機関)

第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部(以下単に「国立の義務教育諸学校」という)の児童又は生徒の災害について、都道府県の教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に関し、この法律並びにこの法律に基づく政令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。

二 補償金額を決定し、及び支払うこと。

三 補装具を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限

2 前項第一号の認定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の損害賠償責任の免除)

第五条 国は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その金額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第五十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行ったときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)

第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒(以下単に「児童又は生徒」という)が、児童又は生徒でなくなった後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けず。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養

費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その額の限度において、この法律による補償は、行われない。

(過失相殺)

第八条 児童若しくは生徒又はその保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう)の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理

(補償の種類)

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 障害補償
- 三 遺族補償
- 四 葬祭補償
- 五 打切補償

(療養補償)

第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものである。一 診療

二 薬劑又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(障害補償)

第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたときに身体障害が存する場合においては、政令の定めるところにより、障害補償として、その障害の程度に応じた金額を支給する。

(遺族補償)

第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は生徒の遺族に対して、遺族補償として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者
- 二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を

先にし父母の実父母を後にする。
4 遺族補償を受けるべき同順位
の者が二人以上ある場合において
は、遺族補償は、その人数によつ
て等分して行ふものとする。

(葬祭補償)

第十四条 国は、児童又は生徒が、
義務教育諸学校の管理下において
死亡した場合又は義務教育諸学校
の管理下において負傷し、若しく
は疾病にかかり、これにより死亡
した場合においては、その葬祭を
行ふ者に対して、葬祭補償として、
政令で定める金額を支給する。

(打切補償)

第十五条 第十条の規定により補償
を受ける児童又は生徒が、療養開
始後三年を経過しても当該負傷又
は疾病がなおらない場合において
は、国は、打切補償として、政令
で定める金額を支給することがで
きる。

2 前項の規定により打切補償を行
う場合においては、国は、その後
におけるこの法律による補償を行
わない。

(補償の分割)

第十六条 補償を受けるべき者が希
望する場合においては、第十二条
又は前条の規定による補償は、こ
れらの規定にかかわらず、分割し
て支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支
給を開始した後、補償を受けるべ
き者が希望する場合においては、
その残額を一時に支給しなければ
ならない。

(補償金額の基準)

第十七条 第十二条、第十三条第一

項、第十四条又は第十五条第一項
の規定により支給する金額は、お
おむね満十五歳の労働者の統計に
よる賃金の額を基準として、労働
基準法(昭和二十二年法律第四十
九号)の規定を参しやくして、政
令で定めるものとする。

(補償具の支給及び修理)

第十八条 国は、児童又は生徒が義
務教育諸学校の管理下において負
傷し、又は疾病にかかり、これに
より政令で定める程度以上の身体
障害の状態にある場合において
は、申請により、当該児童又は生
徒に義肢、義眼、補聴器等の補装
具を支給し、又はこれを修理する
ことができる。

2 国は、特別の事由があるときは、
前項の支給又は修理に代えて、補
装具の購入又は修理に要する費用
を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査

(補償の申請)

第十九条 この法律による補償を受
けようとする者は、文部省令の定
めるところにより、国立の義務教
育諸学校の児童又は生徒の災害に
ついては、当該災害に係る国立の
義務教育諸学校の校長及び当該義
務教育諸学校を附置する国立大学
の学長を経由して文部大臣に対
し、国立の義務教育諸学校の児童
又は生徒の災害については、当該
災害に係る義務教育諸学校の校長
及び市町村の教育委員会を経由し
て都道府県の教育委員会に対し、
補償の申請をしなければならない。

(審査)

第二十条 文部大臣又は都道府県の
教育委員会が行う義務教育諸学校
の管理下における災害の認定、補
償金額の決定その他補償の実施に
ついて異議のある者は、文部省令
の定めるところにより、文部大臣
に対し、審査の請求をすることが
できる。

2 文部大臣は、前項の審査の請求
があつたときは、すみやかにこれ
を審査して判定を行い、その結果
を、文部大臣の行う補償の実施に
係る審査の請求の場合にあつては
本人に、都道府県の教育委員会
の行う補償の実施に係る審査の請
求の場合にあつては本人及び当該都
道府県の教育委員会に通知しなけ
ればならない。

3 第一項の審査の請求は、時刻の
中断については、裁判上の請求と
みなす。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十一条 文部大臣又は都道府県
の教育委員会は、審査又は補償の
実施のため必要があると認めると
きは、補償を受けようとする者又
はその他の関係人に対して、報告
をさせ、文書を提出させ、出頭を
命じ、診断を行い、又は検査を受
けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者
は、国家公務員等の旅費に関する
法律(昭和二十五年法律第百十四
号)による旅費を受けることがで
きる。

(立入検査等)

第二十二条 文部大臣又は都道府県
の教育委員会は、審査又は補償の
実施のため必要があると認めると
きは、当該職員をして、災害のあ
つた場所又は病院若しくは診療所
その他必要な場所に立ち入らせ、
帳簿書類その他必要な物件を検査
させ、又は補償を受けようとする
者その他の関係人に対して質問さ
せることができる。

2 前項の規定により当該職員がそ
の職権を行う場合には、その身分
を示す証票を携帯し、関係人にこ
れを提示しなければならない。

(時刻)

第二十三条 補償を受ける権利は、
二年間行わないときは、時刻によ
つて消滅する。

2 前項の時刻の中断、停止その他
の事項に関しては、民法の時刻に
関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十四条 この法律又はこの法律
に基く政令に規定する期間の計算
については、民法の期間の計算に
関する規定を準用する。

(非課税等)

第二十五条 この法律により支給を
受けた金品を標準として、租税そ
の他の公課を課してはならない。

第二十六条 補償に関する書類に
は、印紙税を課さない。

(無料証明)

第二十七条 文部大臣、都道府県の
教育委員会又は補償を受けよう
とする者は、災害を受けた児童若し
くは生徒又は当該補償を受けよう
とする者の戸籍に関して、戸籍事
務をつかさどる者又はその代理者
に対して無料で証明を請求するこ
とができる。

(省令への委任)

第二十八条 この法律に特別の規定
がある場合を除くほか、この法律
の実施のための手続その他その執
行について必要な細則は、文部省
令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月
一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)

2 文部省設置法(昭和二十四年法
律第百四十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第一項第十九号の次に次の
一号を加える。

十九号の二 国立及び公立の義務教
育諸学校の児童及び生徒の災害
補償の実施を管理すること。

第八条第十二号の次に次の一号を
加える。

十二号の二 国立及び公立の義務教
育諸学校の児童及び生徒の災害
補償の実施に関すること。

(教育委員会法の一部改正)

3 教育委員会法(昭和二十三年法
律第百七十号)の一部を次のよう
に改正する。

第五十条第二号を次のように改め
る。

二 国立及び公立の義務教育諸学
校の児童及び生徒の災害補償に
関する法律(昭和三十年法律
第百九号)の一部を次のように改
正する。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律
第百九号)の一部を次のように改
正する。

第十条の四に次の一号を加える。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

(地方自治法の一部改正)

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中(イ)の次に次のように加える。

(二) 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律(昭和三十年法律第 号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害に対して、国の行う補償の実施に関する事務を行うこと。